

会 議 の 経 過

開 議 午前10時00分

平成29年3月7日（第1日目）

議 長（佐藤孝悟君）

ただいまから平成29年平泉町議会定例会を再開します。

ただいまの出席議員は全員です。

定足数に達しておりますので、会議は成立しました。

これより3月会議を開きます。

日程に入るに先立ち、諸報告を行います。

はじめに、議長から諸般の報告を行います。

本定例会3月会議に町長から提出された議案は、お手元に配付した議案送付書のとおり受理したので報告します。

次に、平成28年に採択された請願、陳情の処理の経過及び結果の報告について、町長から報告がありましたので、写しをお手元に配付しておきましたからご了承願います。

次に、監査委員から平成28年11月分から平成29年1月分までの現金出納検査の結果について及び平成28年度11月定期監査の結果についての報告がありましたので、写しをお手元に配付しておきましたからご了承願います。

次に、本定例会3月会議に説明員として出席する者の職氏名を一覧表にしてお手元に配付しておきましたからご了承願います。

なお、佐熊睦子教育委員長から入院中による欠席届が出されており、本澤京子教育委員長職務代理者が代理出席しておりますことを申し添えます。

次に、報告事項については印刷してお手元に配付したとおりですので、ご了承願います。

以上で議長の諸般の報告を終わります。

続いて、広域連合議会議員から、岩手県後期高齢者医療広域連合議会の報告を求めます。

岩手県後期高齢者医療広域連合議会議員、寺崎敏子議員。

11番、寺崎敏子議員。

11番（寺崎敏子君）

それでは、岩手県後期高齢者医療広域連合議会の報告をいたします。

25ページをお開きいただきたいと思います。

それでは、岩手県後期高齢者医療広域連合議会議員、寺崎敏子。

それでは、25ページの裏面をお開きいただきたいと思います。では、読み上げて報告といたします。

平成29年2月岩手県後期高齢者医療広域連合議会定例会。

1、期日、平成29年2月21日火曜日、午後2時から。場所は岩手県自治会館でございました。

3、付議事件でございます。

議案第1号 岩手県後期高齢者医療広域連合職員の給与に関する条例の一部を改正する条例。原案のとおり可決されております。

議案第2号 岩手県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例。原案のとおり可決されました。

議案第3号 岩手県後期高齢者医療広域連合職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の専決処分に関し承認を求めることについて。原案のとおり承認しました。

議案第4号 岩手県後期高齢者医療広域連合職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例の一部を改正する条例の専決処分に関し承認を求めることについて。原案のとおり承認いたしました。

議案第5号 岩手県後期高齢者医療広域連合第3次広域計画の策定について。原案のとおり可決いたしました。

議案第6号 平成28年度岩手県後期高齢者医療広域連合一般会計補正予算（第2号）。原案のとおり可決されました。

議案第7号 平成28年度岩手県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）。原案のとおり可決いたしました。

議案第8号 平成29年度岩手県後期高齢者医療広域連合一般会計予算。原案のとおり可決いたしました。

議案第9号 平成29年度岩手県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計予算。原案のとおり可決いたしました。

1号議案から5号議案の詳細については、お目通しいただきたいと思います。

議案第6号につきましては報告いたします。

それでは、36ページをお開きいただきたいと思います。

議案第6号 平成28年度岩手県後期高齢者医療広域連合一般会計補正予算（第2号）。

平成28年度岩手県後期高齢者医療広域連合の一般会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正。

第1条、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ320万円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1億9,480万円とする。

詳細につきましては、36ページから45ページに記載してありますので、お目通しいただきたいと思います。

次に、46ページをお開きください。

議案第7号 平成28年度岩手県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）であります。

平成28年度岩手県後期高齢者医療広域連合の後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正。

第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1億9,201万1,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1,601億5,309万6,000円とする。

以下、詳細につきましては46ページの裏面から55ページに記載してありますので、お目通しいただきたいと思います。

次に、56ページをお開きください。

議案第8号 平成29年度岩手県後期高齢者医療広域連合一般会計予算。

平成29年度岩手県後期高齢者医療広域連合の一般会計予算は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算。

第1条、歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ1億9,618万9,000円と定める。

詳細につきましては、56ページの裏から67ページに記載されてありますので、お目通しいただきたいと思います。

次に、68ページをお開きください。

議案第9号 平成29年度岩手県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計予算。

平成29年度岩手県後期高齢者医療広域連合の後期高齢者医療特別会計予算は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算。

第1条、歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ1,537億1,444万4,000円と定める。

以上、詳細につきましては68ページの裏面から86ページに記載されてありますので、お目通しいただきたいと思います。

また、87ページから93ページまでは、岩手県後期高齢者医療広域連合第3次広域計画が記載してありますので、お目通しいただきたいと思います。

以上で岩手県後期高齢者医療広域連合議会の報告を終わります。

議長（佐藤孝悟君）

これで広域連合議会議員からの報告を終わります。

続いて、町長から行政報告を願います。

青木町長。

町長（青木幸保君）

それでは、行政報告をさせていただきます。

94ページをお開き願いたいと思います。

12月11日、骨寺村荘園中尊寺への米納め式が行われております。同じ11日、東稲山麓地域世界農業遺産シンポジウムが一関市を会場に行われております。同日、父母と教師の集いが町内で開催されております。

12月17日になりますが、小笠原村を表敬訪問させていただきました。議長、そして中尊寺、毛越寺の執事長、観光協会の副会長と一緒に表敬をさせていただきました。

12月23日になります。100歳到達者への記念品の贈呈を行っております。21区、境田になりますが、武田頼様であります。

12月27日、図柄入りナンバー導入実行委員会が設立されております。平泉ナンバーに引き続き、さらに当地域を発信するべく、図柄入りのナンバー導入に向けて実行委員会が設立されたという内容であります。

年を越して1月1日になりますが、磐井清水若水送りが行われて、中尊寺への納め式になりますが、一緒に同行させていただきました。

1月4日仕事始め、そして1月6日が新年交賀会であります。

次に、1月19日になります。社会教育施設整備計画検討委員会が開催されております。同日になりますが、100歳到達者への記念品の贈呈であります。16区、矢崎になりますが、瀧澤ミサ様であります。

1月22日、町文化財防火訓練及び出初式が開催されております。

1月25日、仙台空港便バス出発式が仙台空港で行われておりますが、仙台空港直通バス、2次交通運行事業ということで、奥松島、松島、そして平泉、1市2町で取り組んでおります。その出発式であります。

1月29日、世界遺産平泉での英語スピーチコンテストが開催されております。

2月7日、自衛隊への新入隊員の自衛官の激励会が役場で行われております。本年は女性の方1人、男性の方1人、2名、当町から新入隊員として入隊される予定となっております。

2月19日になります。世界遺産登録5周年記念イベントといたしまして、防災協定を結んでおります愛知県幸田町より大夙と三河万歳が当町にご来町いただき、5周年に花を添えていただいたところがございます。同じ日、町での生涯学習町民のつどいが開催されております。その会場の前段で三河万歳をご披露いただいたところでもあります。と同時に、平泉建築組合創立100周年記念の式典が開催されております。県内にも多くの建築組合がありますが、100周年を通して迎えられたのは県内でもほとんどないというくらい、ゼロではないかもしれませんが、ほとんど記録にないというくらい、大変記念すべき式典だったというふうに思っております。

2月22日になりますが、「金色の風」栽培研究会が設立されております。その出発式が一関市で開催されております。

3月5日になります。世界遺産講演会が平泉小学校で開催されました。町内外から多くの方々にご出席をいただき、4月からの年度、3月5日まで開催されました5周年事業も、最後のフィナーレの講演会となりました。多くの方々にご出席、ご参加をいただき、草野仁様のご講演を皆さんで聞かせていただいたところでもあります。1年間という長丁場でありましたけれども、議会の皆様はじめ多くの町民の方々に参加、そして参画をいただきましたことに改めまして御礼を申し上げます。行政報告とさせていただきます。

議長（佐藤孝悟君）

以上で町長の行政報告を終わります。

これで諸報告を終わります。

これから本日の議事日程に入ります。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。この日程で進めることにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議 長 (佐藤孝悟君)

異議なしと認めます。

したがって、この日程で進めることに決定しました。

直ちに本日の日程に入ります。

議 長 (佐藤孝悟君)

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第124条の規定によって、7番、升沢博子議員及び8番、佐々木一治議員を指名します。

議 長 (佐藤孝悟君)

日程第2、会議期間の決定の件を議題とします。

お諮りします。

本定例会3月会議の会議期間は、本日から3月16日までの10日間にしたいと思います。ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議 長 (佐藤孝悟君)

異議なしと認めます。

したがって、会議期間は、本日から3月16日までの10日間に決定しました。

なお、会議期間中の会議予定につきましては、お手元に配付した会議日程表によりたいと思いますので、ご了承願います。

議 長 (佐藤孝悟君)

日程第3、平成29年度町長施政方針演述を行います。

町長、登壇願います。

青木町長。

町 長 (青木幸保君)

それでは、はじめに、平成29年度平泉町議会定例会3月会議の開催にあたりまして、平成29年度の町政運営の基本方針及び主要な政策について所信の一端を申し上げます。

平成28年度の我が国の経済を見ますと、アベノミクスの取り組みのもと、雇用・所得環境が改善し、穏やかな回復基調が続いております。しかしながら、年度前半には海外での景気低迷が見られたほか、国内経済についても、個人消費及び民間設備投資は、所得、収益の伸びに比べ力強さを欠いた状況となっております。

また、アメリカ新大統領の就任に伴うさまざまな動向にも留意する必要があります。その1つが、アメリカが離脱した後のTPPの先行きであります。それに伴う農政改革につきましては、

非常に大きな問題であることから、今後も注視しなければなりません。

このような状況のもと、平泉町は、時代のすう勢を見定めつつ、当町ならではの独自性を強く前面に押し出し、町民、さらにはその代表である議会との対話を一層重視・尊重しつつ、町民総参加の仕組みを構築し、さまざまな取り組みを進めてまいります。

平成29年度の予算編成につきましては、一般会計予算、特別会計予算、企業会計予算の総額は69億6,760万円余、対前年度比1.5%減となっております。このうち一般会計予算においては、対前年度比1.3%減の48億100万円となりました。

歳入面では、町税、東北観光復興交付金事業に伴う国庫支出金が増となる一方、地域密着型サービス施設等整備補助金の減額に伴う県支出金が減となる見込みであり、地方債の発行に加え、財政調整基金及びその他の主要基金を一部取り崩して、必要な財源を確保したところであります。

歳出面では、スマートインターチェンジ整備事業や、新設1路線を含む4路線の町道整備事業を行うほか、東北観光復興交付金事業、産業振興、雇用対策、防災対策に取り組みます。また、各種予防接種・検診にあわせて、町単独医療費助成事業を拡大するなど、子育てに優しい住みよい環境づくりに重点を置き、予算配分を行いました。

特別会計では、国民健康保険特別会計において、被保険者の減少に伴う保険給付費の減少などに伴い、対前年度比4.8%減の9億9,470万円余、簡易水道事業特別会計において、一関市舞川地区配水管布設工事を一関市負担により実施することから、対前年度比22.7%増の2億510万円余といたしました。

限られた予算ではありますが、町の将来像「やすらぎと文化をおりなす千年のまちづくり」の実現に向け、新平泉町総合計画に基づき、事業の重点化を図り予算編成に配慮したところであります。

新平泉町総合計画基本構想には、「やすらぎと文化をおりなす千年のまちづくり」という将来像を実現するため、戦略1「町民と行政が共につくる協働のまちづくり体制の確立」、戦略2「やすらぎと文化のまちづくりの推進とその特色を活かした交流のまちづくり」、戦略3「多くの町民が強く望んでいる安全・安心なまちづくりの推進」と「浄土のまち平泉プロジェクト」が、主要施策を横断的に取り組む3つのまちづくり戦略を1つのプロジェクトとして位置付けられております。

また、具体的な基本目標が6つ設けられておりますが、これらの実現に向けて積極的に取り組んでまいります。

平成29年度は、新平泉町総合計画後期基本計画の2年目にあたります。今後4年間、将来像の実現に向けて、全力を挙げる所存であります。

重点的に行う施策。

次に、平成29年度の基本施策において、重点的に行う施策について申し述べます。

道の駅の開業。

道の駅平泉につきましては、世界遺産登録の効果を農業そして商工業に波及させ、経済的に豊かな地域づくりに役立てる役割を有しておりますが、いよいよ4月下旬に開業いたします。

平成29年度につきましては、地域農業者や商工業者等による出荷者の支援を積極的に行い、運営が安定するように努めてまいります。

浄土の拠点施設の開業。

浄土の拠点施設につきましては、宿泊や体験などができ、さらに平泉の浄土思想やさまざまな情報を発信する施設として、地方創生加速化交付金により整備を推進してまいりました。今年度は引き続き整備を進め、指定管理者を選定し、開業を目指してまいります。

スマートインターチェンジの整備。

(仮称)平泉スマートインターチェンジの整備につきましては、地域の観光振興に大きく寄与し、高田前工業団地から高速道路へのアクセス距離が短縮され、企業誘致を推進するものであることから、地権者のご理解、ご協力を得ながら工事着手し、早期完成に努めてまいります。

また、周辺の土地につきましては、優良農地であることから、農業を生かし食文化を発展させ、さらに町全体のまちづくりを視野に入れながら、雇用や定住化を推進できるような利用を検討し、地権者や町民の皆様からご意見をいただきながら、具体的な方向性を示してまいります。

若者の定住化対策と産業の育成。

若者の定住化対策と産業の育成につきましては、経済波及効果や雇用創出力の高い製造業を中心とした企業立地に向けて、県や関係機関との連携強化を図りながら、迅速な企業情報の収集と誘致活動を実施するとともに、農業、商工業、観光の各産業間での活発な連携による産業振興の取り組みや起業家支援を進め、働く場の確保を通じて若年層や後継者の定住を促し、安心して暮らし続けることができるまちの実現を目指してまいります。

少子化・定住化対策につきましては、岩手県が行っておりますコンピューターによるマッチングシステムであるいきいき岩手結婚サポートセンターへの登録費用を助成し、遊休町有地の子育て世代への宅地分譲を推進してまいります。

町民総参加のまちづくりの推進。

町民総参加のまちづくり体制の確立につきましては、多くの町民が意見等をまちづくりに反映し、主体的にまちづくりに参加できるように、さまざまな機会を捉えて懇談会を開催するとともに、各行政区単位での地域懇談会も行い、町民との直接対話によるまちづくりを推し進め、町民と行政の意思疎通に努めてまいります。

まちづくりの重要な担い手となる町民団体やボランティア団体等の自主的な活動に対しましては、引き続きまちづくり交付金によって支援を図ってまいります。

また、地域の課題につきましては、行政区地域課題対応事業等により、町民と一体となって課題解決に取り組んでまいります。

男女共同参画社会の推進につきましては、岩手県や関係機関、団体とより一層の連携を図りながら、普及啓発に努め、町民や事業者の方々の理解を促し、各種講座の開催や女性のための相談事業、さらには活動団体への支援などを積極的に実施し、昨年度改定した平泉町男女共同参画プランの実現に向けて取り組んでまいります。

子育て支援と医療・福祉の充実。

子育て支援につきましては、少子化対策の一環となるよう、安心して子どもを産み育てられる環境づくりとして、妊婦健診及び予防接種の公費助成の継続、家庭訪問や来所相談、歯科衛生教育など、母子保健の充実を図り、妊娠時期から子育て時期まで切れ目のない相談支援ができるよう、体制整備に取り組んでまいります。

また、不妊に悩む夫婦への支援としての不妊治療助成制度につきましては、制度の周知に一層努めてまいります。

さらに、乳幼児期における発達支援については、各関係機関とのネットワークを構築しながら、支援体制と各種教室の充実を図るとともに、就学前の子どもを対象とした相談体制や保護者支援の強化に取り組んでまいります。

医療面における子育て支援の充実につきましては、子どもの医療費助成について対象年齢を18歳まで拡大し、児童生徒の健康の確保と子育て家庭の経済的負担の軽減を図ってまいります。

教育・保育の充実につきましては、子育て家庭の就労状況や支援を要する児童への対応など、多様化する利用者ニーズに応じた保育サービスの充実を図るとともに、在宅で子育てを担う家庭などに対しては、子育て支援センターが連携して支援してまいります。

また、保育料につきましては、低所得世帯やひとり親家庭の保護者負担の軽減を一層図ってまいります。

放課後児童健全育成事業につきましては、平泉地区、長島地区の児童クラブがそれぞれの地域性を取り入れながら運営されていますが、両児童クラブの運営環境の整備を図りながら、児童の安全・安心な放課後の活動を支援してまいります。

保健、医療の充実につきましては、健やかな生活を営むことは町民誰もが願うものであり、地域活力の源であることから、この実現に向け、「健康ひらいずみ21（第2次）」に基づいた各種健診や健康教室、相談事業を通し、健康の保持や個人に合わせた支援を行ってまいります。

また、今年度の重要領域を「生活習慣病（糖尿病）」及び「次世代の健康」に定め、より具体的な取り組みを推進してまいります。

「生活習慣病（糖尿病）」につきましては、糖尿病の早期発見と重症化予防を目的に、地区健康教室や特定健診事後指導で健康教育を実施し、生活習慣を改善することの必要性について普及啓発を推進してまいります。

「次世代の健康」につきましては、幼少期から望ましい生活習慣が身につくよう、家庭・保育所・幼稚園・学校と連携し、継続的な健康教育や啓発を行いながら地域全体で考え、取り組めるような環境づくりに努めてまいります。

医療対策につきましては、一関市医師会等の協力をいただきながら、在宅当番医制事業、小児・成人夜間救急医療対策事業、二次救急医療事業により、広域での地域医療体制の充実を図ってまいります。

国民健康保険制度につきましては、平成30年度から都道府県が国保財政の責任主体の役割を担うこととなる制度改正が予定されていることから、新制度への円滑な移行に向けて準備事務を適切に進めてまいります。また、新制度につきましては、事業費納付金にかかわって国保税の適切

な算定が必要なことから、国保税の改正を含めて適切に対応してまいります。

高齢者福祉につきましては、介護保険制度の改正に伴い、平成29年4月から「介護予防・生活支援サービス事業」いわゆる新しい総合事業が始まります。この新しい総合事業は、介護の状態が比較的軽度の高齢者に対する支援を地域づくり活動の中で取り組むことを目指していることから、現在各地域で行われている「平泉いきいき百歳体操」や高齢者の多様なニーズに対応するための生活支援体制づくりを推進してまいります。

また、高齢者が可能な限り住みなれた地域で安心して暮らし続けられるよう、一関地区広域行政組合及び高齢者総合相談センターひらいずみ等と連携し「地域包括ケアシステム」の構築を引き続き図ってまいります。さらに、在宅介護支援につきましては、家族介護手当、タクシー料金の助成、住宅改修補助等を引き続き実施し、在宅での暮らしを支援してまいります。

地域福祉の充実につきましては、生活困窮者やひとり暮らし高齢者など、福祉ニーズは複雑多様化してきており、民生委員や社会福祉協議会の活動などを通して、地域での見守りやつながりが一層重要となっていることから、地域福祉計画に基づき、地域の福祉活動への参画を促進するなど、地域福祉活動を推進するための仕組みづくりに努めてまいります。

障がい者福祉につきましては、障がいのある方が自らの力でその人らしく暮らしていけるよう、日常的な相談から保健・医療・福祉サービスの提供、住まいや就労の場の確保など、地域生活を支援する相談体制を、一関市と共同設置している「一関地区障害者地域自立支援協議会」との連携により推進してまいります。また、関係機関やサービス事業所と連携し、障がいの特性を踏まえたきめ細やかなサービスの提供を行うとともに、介護者や家族の負担を軽減するため、日中一次支援事業や移動支援事業を継続してまいります。

さらに、「障害者差別解消法」についても普及啓発を行い、障がいのある方もない方も互いに尊重し合う共生社会の実現に向けて取り組みを進めてまいります。

窓口サービスにつきましては、高齢者や乳幼児を連れた方などの相談・申請等を容易にするため、庁舎1階の窓口（税務課、町民福祉課、出納室）をローカウンターに改修し、充実を図ってまいります。

環境保全。

環境保全につきましては、良好な自然環境と生活環境の保全を図るため、専門家などの協力を得ながら、希少な動植物や外来種の実態把握に努めるとともに、環境保全に関する広報・啓発活動を推進し、町民の環境意識の向上に努めてまいります。

また、一般家庭への太陽光発電システムの設置や、住宅用高効率給湯器の補助を引き続き実施し、再生可能エネルギーや省エネルギーの導入を促してまいります。

一般廃棄物処理につきましては、一関地区広域行政組合をはじめ、関係機関と連携を図りながら、ごみの分別収集の徹底と減量化の推進、不法投棄の監視強化など、環境型社会の構築に向けて取り組んでまいります。

放射線対策につきましては、毎月の定点調査をはじめ、公共施設調査、行政区別調査、一般住宅のホットスポット調査など、各種放射線量測定を継続してまいります。

放射線の健康影響につきましては、町民の健康不安の解消を図るため、継続して希望者を対象に甲状腺検査に対する助成を実施してまいります。

尿検査につきましては、岩手県の動向を見ながら、専門家の意見を参考にして実施を検討してまいります。

また、原発放射線対策本部会議では、子どもへの健康影響や学校給食・農産物等の安全対策などについて、関係部署と情報共有を図りながら、町としての必要な対策を講じてまいります。

東京電力への損害賠償につきましては、自治体賠償について、原子力損害賠償紛争解決センターのあっせん申し立てを踏まえて、対応してまいります。また、平成28年度以降の損害賠償につきましても、県と連携しながら確実に進めてまいります。

農林業の振興。

農業の振興につきましては、農業を取り巻く環境がアメリカのTPP離脱により日米2国間でFTA交渉に移り、農産物の市場開放で日本はTPP以上の譲歩を迫られる可能性があり、依然として厳しい状況にあります。

こうした中、全国的な問題として、農業者の高齢化及び後継者不足による耕作放棄地の増加が深刻化していることから、当町では意欲と能力のある認定農業者の支援に取り組むとともに、新規就農者支援事業による農業後継者及び新規就農者の育成・確保に努めてまいります。

また、農地の利用集積や農作業受委託の促進等を地域単位で推進するため、日本型直接支払制度である多面的機能支払や中山間地域等直接支払を、関係機関、団体と一層連携を図り積極的に取り組むとともに、改正農業委員会法の施行により新たに任命する農業委員及び農業委員会が委嘱する農地利用最適化推進委員の積極的な活動を促し、地域農業の振興を図ってまいります。

水田農業につきましては、米政策が平成30年から大幅に見直されることから、従来型の水稲単作から複合経営への転換や体制の強化が迫られています。そこで、園芸作物の振興において、当地方の主要園芸品目でありますトマト、ナス等の収益性の高い作物への接ぎ木苗代の助成を行うなど、関係機関と連携し支援してまいります。

また、待望の道の駅平泉がオープンすることから、産直施設を最大限活用し、農業者の所得向上に結びつくよう支援をするとともに、女性農業者等が行う日々の生活の中で培った知恵を生かした新製品の開発や農産物の6次産業化に向けた取り組みを支援してまいります。

都市と農村との交流につきましては、都市部からの需要が高い教育旅行を中心とした農家民泊に対応すべく、グリーンツーリズム推進協議会を中心に各種研修会等を開催するなど、受け入れ農家の参加拡大に努めてまいります。また、将来的には、インバウンド観光による外国人の増加にも対応できるよう取り組んでまいります。

東稲山麓地域の世界農業遺産認定の取り組みにつきましては、当地域の活性化を目指し、関係機関で設立した東稲山麓地域世界農業遺産認定推進協議会を中心に、認定に向けて取り組んでまいります。一方で、西行桜の森や大文字キャンプ場を中心とした観光資源の利活用を積極的に図るための検討を行いながら、世界文化遺産の町にふさわしい景観づくりと森林環境の保全に努めてまいります。

また近年、里山の荒廃などを背景にクマ、イノシシ、ニホンジカ等による農作物等への鳥獣被害が増えていることから、猟友会と連携した鳥獣被害対策実施隊による捕獲や、電気牧柵の設置等の対策を実施してまいります。

畜産の振興につきましては、飼料価格と肥育素牛価格の上昇傾向が続く中、いわて南牛振興協会の活動を中心に、ブランド肉牛「いわて南牛」を安定して供給できる地盤の確立を目指し、引き続き畜産農家を支援してまいります。

林業の振興につきましては、平泉町森林整備計画に基づき、除間伐等適正な森林資源の管理と有効活用に努めてまいります。特に森林病虫害防除については、松くい虫対策に加え、新たにナラ枯れ対策を実施してまいります。

上水道・下水道の整備。

上水道事業につきましては、引き続き配水管の布設替え工事と鉛製給水管の布設替え工事を実施するとともに、浄水場の薬品注入機の更新を行ってまいります。

また、有収率の向上、事務経費及び維持管理費の縮減等に取り組み、安全・安心な水の安定供給に努めるとともに、計画的に水道施設の更新を行い、健全な経営の確保を図るため、昨年度実施したアセットマネジメントの成果に基づき、基本構想を策定してまいります。

下水道事業につきましては、平成28年度に策定しました平泉町污水处理施設整備構想に基づいて推進してまいります。

農業集落排水事業につきましては、施設の適切な維持管理、経費の縮減に努めてまいります。

合併処理浄化槽設置につきましては、引き続き支援を実施してまいります。

また、下水道事業特別会計、農業集落排水特別会計、簡易水道事業特別会計の公営企業会計への移行事務を進めてまいります。

道路交通網の整備。

道路交通網の整備につきましては、町道祇園線、町道新井田1号・2号・3号線、町道樋の沢大佐線の整備を継続して実施してまいります。

また、県道平泉停車場中尊寺線の早期完成を図るため、引き続き県に協力してまいります。

住宅・市街地の整備。

住宅・市街地の整備につきましては、木造住宅耐震診断事業、木造住宅耐震改修事業及び東日本大震災に伴う生活再建住宅支援事業を継続して実施してまいります。

町営住宅につきましては、適切な施設の管理に努めてまいります。

空き家対策につきましては、調査結果に基づいて「空き家等対策計画」を策定し、適切な空き家対策を講じてまいります。

公園・緑地・水辺の整備。

公園・緑地・水辺の整備につきましては、県道平泉停車場中尊寺線の道路整備にあわせて県が整備する小公園について、早期に完成するように要望してまいります。

水辺プラザにつきましては、町民農園などが多くの町民に利用されるように、適切な維持管理に努めてまいります。

景観の保全・整備。

景観の保全・整備につきましては、豊かな自然と美しい景観を守り、次世代へ継承するため、道路、河川等の環境整備を関係機関並びに町民の協力を得ながら引き続き実施してまいります。

また、「平泉の自然と歴史を生かしたまちづくり景観条例」と「平泉町屋外広告物条例」の周知を図り、官民一体となって世界文化遺産の町にふさわしい景観の保持に努めてまいります。

さらに、良好な景観形成のため、屋外広告物の改修について、引き続き支援をしてまいります。
商工業の振興。

商業の振興につきましては、平泉商工会等と連携した支援体制の整備により、地域に密着した魅力ある商店づくりを推進するとともに、道の駅平泉の開業に合わせた平泉らしい特産品の開発や、「浄土の風・平泉オンラインショップ」等を活用した販売促進を強化し、平泉ブランドの認知度を高めてまいります。

また、産業競争力強化法に基づく「創業支援事業計画」の認定を共同で受けた一関市と合同で、創業支援セミナーを開催することによって、個店を開業するための知識やノウハウを学ぶ場を提供するとともに、「中尊寺通り賑わい創出事業」に継続して取り組み、中尊寺通りの活性化を図ってまいります。

空き店舗対策につきましては、空き店舗対策事業補助金制度の有効活用を促すことを通して新規企業の参入に努めるとともに、店舗リフォーム補助金を新たに創設し、既存の商店を含めた商工業の活性化を図ってまいります。

工業の振興につきましては、平泉町中小企業振興資金貸付制度を活用し、中小企業が町内金融機関から低金利での融資を受けられるなど、資金調達の円滑化に向けての支援を継続してまいります。また、町内に工場や設備を増設する際の補助や、自社製品や技術力を広く情報発信するため、各種展示会に出展する際の経費補助を新たに導入することにより、既存企業の経営基盤と体質の強化を支援してまいります。

企業誘致につきましては、震災復興を支援する企業の情報を収集し、（仮称）平泉スマートインターチェンジの整備による立地の優位性をアピールしながら、高田前工業団地への誘致に積極的に取り組んでまいります。

また、企業懇談会を開催し、企業の動向やニーズを的確に把握し、企業支援や企業誘致等の施策の反映に努めてまいります。

黄金沢地区太陽光発電事業につきましては、本年8月の発電所稼働に向けた事業の推進とあわせて関連企業の立地を推進してまいります。

雇用対策。

雇用対策につきましては、商工会やハローワークなどの関係機関と連携しながら、職業相談に対応するほか、ふるさと就職ガイダンスの開催や若者等ふるさと就職支援事業補助金の利用促進を通じて、若年労働者の地元就職及びUターン等を促進してまいります。

また、高齢者の安全・適正就業の推進のため、町シルバー人材センターへの運営費補助などの支援に努めてまいります。

観光の振興。

観光客の受け入れ態勢につきましては、平泉観光案内所の充実や、新たに設置される道の駅平泉内の観光ガイド施設での案内業務を開始し、岩手の観光ゲートウェイ機能を果たせるよう、観光協会と連携してまいります。

2次交通の充実につきましては、平成29年1月に実証運行を開始した仙台空港・松島・平泉線の活用を促すとともに、巡回バスやレンタサイクル等の効果的な運用を通して、町内への回遊を図ってまいります。

また、国の施策や円安等を背景として、外国人観光客が過去最高の入り込み数を記録し、今後ますます増加傾向にあることから、国や県、関係機関と連携した積極的な誘致活動に努めてまいります。

あわせて、商工会と連携した消費税免税店や海外カード決済環境を整えるとともに、新たに国際交流員を観光商工課に1名配置し、各店舗や観光施設における外国人観光客の受け入れ相談に応じる体制の構築や、多言語での情報発信などを強化してまいります。

さらに、当町と一関市において「観光地経営」の視点に立った観光地域づくりの舵取り役としての役割を果たす「一関・平泉地域DMO」の設立の可能性について引き続き検討するほか、広域連携事業に取り組んでまいります。

国際リニアコライダーの誘致。

国際リニアコライダーの誘致につきましては、関係機関と連携を図りながら情報収集、意見交換を行い、普及啓発に努め、近隣市町とともに積極的に取り組んでまいります。

安全・安心なまちづくり。

地域防災力の充実につきましては、消防施設の整備、消防車両の計画的な更新、消防団員の確保に努め、消防団の強化を図り、町民の安全確保に努めてまいります。

また、防災対策につきましては、ハザードマップの見直しを行い、防災体制の強化や防災意識の高揚に向けた取り組みを推進し、地域防災力の向上を図ってまいります。

交通安全対策につきましては、警察や交通指導隊、交通安全母の会などの関係機関と連携を図りながら、高齢ドライバーの増加に伴う事故防止や、死亡事故ゼロ日の継続など、交通事故のない安全な町の実現に向けて取り組んでまいります。

災害時における要援護者につきましては、支援を適切に実施するため、避難行動要支援者避難支援計画に基づいて、民生委員、行政区等関係機関の協力を得ながら、避難行動要支援者の個別支援計画の策定を推進してまいります。

また、福祉避難所の設置につきましては、社会福祉法人等との協議を踏まえて協定の締結に向けて努めてまいります。

世界文化遺産の保存と活用。

世界文化遺産に登録されました「平泉の文化遺産」につきましては、本年もさまざまな行事やイベント、多言語のVR（復元立体映像）やリニューアルしたホームページを通じて、歴史的・文化的価値と魅力を国内外に向け発信してまいります。

また、「平泉世界遺産の日」の記念事業に取り組み、平泉の価値、理念の普及、後世へ引き継ぐ意識の醸成を図ってまいります。

遺跡の調査と整備につきましては、計画に基づいて無量光院跡、中尊寺大池伽藍跡の内容確認調査を進め、保護してまいります。

また、無量光院の整備を継続しながら暫定的に開園し、VRとあわせて往時の姿を公開してまいります。

柳之御所遺跡と達谷窟の拡張登録につきましては、岩手県、一関市、奥州市と協力して調査研究を推進し、その機運醸成を図ってまいります。

教育の振興。

教育の振興につきましては、平泉町教育大綱に基づき、「一人ひとりが輝き、幸せを実感できるまちの実現」を目指してまいります。

そのため、学校、家庭、地域の連携のもと、子ども達の多様な個性と能力を伸ばし、地域を担い支え合うまちづくりと、世代を超えて「平泉の価値」を学ぶ「平泉学」の取り組みを軸に、さらなる教育の推進を図ってまいります。

また、町民が生涯にわたって自主的、自発的に学習活動の継続を目指し、公民館における各種講座、教室の開設や図書館サービスの充実等に努め、生涯学習情報を発信し、学習意欲の向上に努めてまいります。

「教育振興運動」につきましては、5者（子ども・保護者・学校・地域・行政）が連携して、教育課題の解決に向けた実践活動を推進してまいります。

体育館や図書館などの社会教育施設につきましては、昨年度に懇談会を開催した後、庁舎内で検討してまいりましたが、さらに多くの皆様からのご意見を踏まえ、優先順位を決定し、建設に向けて推進してまいります。

おわりに。

世界遺産登録5周年記念事業は、官民を挙げ取り組んでいただいた結果、観光客数が増加するなど成功裏に終わりました。今後はさらに10周年に向けて取り組んでまいります。

昨年度は、町民総参加のまちづくりの実現を推進するために、社会教育施設のあり方に関する懇談会、教育懇談会、地域農業を考える懇談会を開催し、また、さまざまな機会を捉えて町政の発信に努め、多くのご意見をいただきました。そして今年度は、行政区との地域懇談会を開催いたします。これらによって集まりましたお考えをまちづくりに反映させ、町政を担っていく所存であります。忌憚なきご意見をお寄せください。

今回提案いたしました平成29年度平泉町一般会計予算、特別会計予算、企業会計予算並びにその他の議案につきまして、議員各位のご理解とご協力、そして町民皆様の町政への参画を心からお願い申し上げまして、私の施政方針の表明といたします。

平成29年3月7日、平泉町長、青木幸保。

議長（佐藤孝悟君）

以上で、平成29年度町長施政方針演述を終わります。

ここで休憩いたします。

休憩 午前 11 時 00 分

再開 午前 11 時 15 分

議長（佐藤孝悟君）

再開いたします。

日程第 4、平成 29 年度教育行政方針演述を行います。

教育委員長、登壇願います。

本澤京子教育委員長職務代理者。

教育委員会委員長職務代理者（本澤京子君）

平成 29 年度教育行政方針演述。

平泉町教育委員会。

1 ページをお開きください。

本日、ここに平成 29 年平泉町議会定例会 3 月会議が開催されるにあたり、平成 29 年度の教育行政施策について所信の一端を述べ、ご理解とご協力を賜りますようお願い申し上げます。

はじめに。

東日本大震災発災から 6 年が経とうとしておりますが、この間、立て続けに日本全体が大規模な自然災害に見舞われ、多くの方々が困難な生活を余儀なくされてきました。世界文化遺産の地平泉の教育においては、自然に対する畏敬の念を持ち、先人が紡いできた歴史を踏まえ、平和で持続可能な社会づくりへの学びを大切にしていこうとこそ重要と考えます。

合併 60 周年と世界文化遺産登録 5 周年という節目の昨年度は、世界遺産学習全国サミットを開催し、全国各地の多様なふるさと・地域学習に学ぶ機会が得られました。改めて「平泉学」学習の成果と今後の方向性を確認し、さらなる展開と深化を目指していきたいと考えます。

一方、とどまることのない少子高齢化、人口減少社会の中で、学校教育・家庭教育が抱える心と学びの多くの課題が山積しているのが現状であります。そうした中、本町においては、新たな教育の姿を目指して昨年度策定した「町教育の大綱」に基づき、学校・家庭・地域の連携のもと、子どもたちの多様な個性と能力を伸ばし、地域を担い支え合うまちづくりと、世代を超えて平泉の価値を学ぶ「平泉学」への取り組みを軸に、さらなる教育の推進を目指してまいります。

以下の教育行政各分野の重点施策の概要について申し述べます。

第一に「生きる力を育む学校教育の推進」についてです。

「確かな学力」「豊かな心」「たくましい体」のバランスのとれた教育を展開し、「生きる力」を備えた児童生徒の育成を目指していくために、以下の 4 点を重点施策として推進してまいります。

第 1 点目は、「確かな学びの保障」です。

確かな学びの保障にあたっては、基礎的・基本的な知識・技能の習得を目指すとともに、児童

生徒が学習意欲を持ち、習得した知識・技能を活用できるよう、思考力、判断力、表現力の育成を目指した授業改善を推進してまいります。

また、児童生徒一人ひとりへの理解に基づき、教科における系統性、発展性に基づいた授業交流、教員研修を実施することにより、長期的な視点によるきめ細やかな学習指導を推進してまいります。

英語教育の充実では、コミュニケーション能力の向上を目指し、グローバル社会に必要な英語力を身につけることができるよう、中学生の英語検定全額補助や、幼保小中への外国語指導助手（ALT）の配置を継続してまいります。

第2点目は、「豊かな心の育成」です。

心の教育においては、児童生徒一人ひとりに自他を大切に思う心や、他者と支え合ってよりよく生きる心等、豊かな心を育むことを目指してまいります。そのためには、子ども達の実態を踏まえ、幼稚園、小・中学校の学校段階や、小学校の低・中・高学年のそれぞれの発達段階ごとに取り組むべき重点を明確にし、より効果的な指導が行われるよう取り組みを推進してまいります。

特にもいじめ問題に関しては、いじめは絶対に許されないという認識のもと、学校全体が組織的に取り組むとともに、日常的に教師、保護者、子どもの信頼関係を深め、いじめの早期発見、早期解消に努めてまいります。

また、集団宿泊活動や職場体験活動、奉仕体験活動などの体験活動を通じて、他者や社会、自然・環境との直接的なかかわりの中で自らを振り返ることにより、道徳性の育成を図ってまいります。

第3点目は、「健やかな体づくり」です。

「健やかな体づくり」については、子どもの「生きる力」の根底となるものであり、子どもが生涯にわたっていきいきと生きるために必要不可欠なものであります。

体力の向上は学力の向上と相関関係があるとも言われております。そのため、児童生徒が自ら体力や健康に関心を持ち、生涯にわたって運動に親しむ資質や能力を身につけることができるよう取り組みを行うことにより、豊かな人間性と心身の健康の保持増進を図ってまいります。

また、保健や家庭科、日常の学級指導を通して、望ましい生活習慣や食生活が身につけられるよう、指導の充実を図ってまいります。

4点目は、「系統的な『平泉学』学習」です。

町内の幼稚園、小・中学校では、「平泉の文化遺産」の世界遺産登録後から、世界遺産学習「平泉学」を展開しております。平泉の歴史的価値を学び、世界遺産を受け継ぐ子ども達の興味や関心を高めること、また平和への願い、未来の自分、平泉について考え、自信と誇りを持ってふるさと平泉を語れる人づくりを目指して進めております。

平成28年度は「世界遺産学習全国サミット」を平泉で開催し、北は青森、南は九州福岡からのテーマ別7分科会16発表及び子ども達による3実践発表が行われました。これにより、互いの地域の誇りを語り学び合う大きな機会となり、町内幼・小・中も大きな刺激を受けました。

今後も平泉学で育てたい子ども像を実現するため、幼・小・中学校において系統的な学習を行

うこと、それぞれの発達段階、地域性に応じた探究的な学習活動がなされることにより、より高い学びの質を目指してまいります。

第二に、「子供の暮らしと学びを育てる家庭教育の向上」についてです。

「家庭学習の充実」、「生活習慣づくり」、「家庭と地域のつながり」を取り組みの柱に、家庭教育の向上を図るため、以下の3点を重点施策として推進してまいります。

第1点目は、「子育て及び家庭学習のための情報発信と学習機会の提供」です。

家庭教育においては、教育振興運動を中心に、5者（子ども・保護者・学校・地域・行政）が連携して各種取り組みを進め、子育て情報や学習の機会を積極的に提供するとともに、公民館や学校で開催する子育て講演会等を通じて、地域全体で共通認識を持ちながら取り組んでまいります。

また、家庭内における子どもの学習環境を整備するため、学校と家庭が連携し、子どもの生活習慣を整えながら家庭学習の充実を図ってまいります。

第2点目は、「情報メディアとの付き合い方を含めた子供の生活習慣づくり」です。

教育振興運動において3年目を迎える「情報メディアとの上手な付き合い方」の取り組みについては、子ども達が情報メディアと密接にかかわる生活を送っている実情と、情報メディアの過度な利用による生活習慣の乱れやSNS（ソーシャルネットワーキングサービス）を利用したいじめの問題などが顕在化しており、さらに全国では、メディアによって心身をむしばまれる事例も見られます。こうした現状を踏まえ、学校・家庭・地域が連携しながら、地域全体で情報メディア利用に関するルールをつくり、積極的に取り組んでまいります。

第3点目は、「家庭と地域のつながりづくり」です。

家庭と地域のつながりづくりについては、学校・家庭のみならず、地域から学ぶことにより、地元に対する愛着心や連帯感を高めることが子育てにとって重要であると考え、あらゆる機会を活用しながら家庭・地域が相互に情報交換できる環境づくりに努めてまいります。

また、子どもを育てる保護者や地域住民の教育や子育てに対する考え、方向性を共有するため、教育懇談会などを開催しながら、町全体での教育力の向上と教育活動に対する連帯意識を高めてまいります。

第三に、「豊かな生きがいつくりのための社会教育の充実」についてです。

「生涯学習活動の充実」「情報メディア等に関する取り組み」「生涯スポーツの振興」「地域学習の推進」を柱に、社会教育の充実を図っていくため、以下の4点を重点施策として取り組んでまいります。

第1点目は、自発的・主体的な生涯学習の充実です。

町民があらゆる機会を利用しながら学習できる環境づくりを目指していくため、公民館や図書館を拠点とした生涯学習環境の整備に努めるとともに、広報誌やホームページなどのメディア媒体を利用しながら生涯学習情報を発信し、町民一人ひとりの学習意欲の向上に努めてまいります。

第2点目は、情報メディア等に関する学習機会の提供です。

情報メディアへの取り組みについては、子どもの情報メディアの過度な利用によるさまざまな

弊害が問題となっており、町教育振興運動の重点課題として積極的に取り組んでいくため、5者（子ども・保護者・学校・地域・行政）が連携しながら、毎月1日のノーテレビデーの取り組みをさらに進めながら、家庭内でのルールづくりを浸透させるとともに、情報メディアに関する講演会等を通じた学習の機会を提供してまいります。

第3点目は、「町民の健康維持と体力の増進・生涯スポーツの振興」です。

健康で活力ある地域社会をつくるためには、町民が生涯にわたってスポーツに親しみ、健康維持と体力の増進を図ることが求められています。生涯スポーツの振興を図るため、あらゆる年代の町民が幅広くスポーツを楽しめるよう、「出前スポーツ教室」や「ニュースポーツ教室」、町体育協会との連携事業である「ふるさとオリンピア」を軸に、日常的スポーツ活動の普及、啓発に努めてまいります。

また、住民が興味関心、競技レベル等に応じさまざまなスポーツ活動を行うことができるよう、身近な地域で地域住民により自主的・主体的に運営される総合型地域スポーツクラブの設立支援に努めてまいります。

第4点目は、世代を超えた地域学習の推進です。

地域を知り、地域を学び、地域を語ることができる人材の育成を図るため、各地区PTAの子ども会行事などの機会を利用し、地域の伝統や風習、歴史などを学びながら地域を愛する心を育てていくとともに、地域住民の中から講師を招くなど、世代間交流を図りながら地域学習に積極的に取り組んでまいります。

第四に「多様な文化や遺産を愛し護り伝えていく人材の育成」についてです。

世界文化遺産を有する郷土への愛着と誇りを強めるために、以下の4点について重点施策として取り組んでまいります。

第1点目は、「文化財愛護の精神を育み、次代に受け継いでいく取り組み」です。

文化財を大切にすることを育て、次代へと継承していくために、わくわく平泉学スクール、ジュニア平泉文化歴訪団、地域学習への取り組みや文化財愛護少年団の活動支援をしております。

ときめき世界遺産塾、世界遺産講演会、「平泉世界遺産の日」の記念事業への取り組みにより、世界遺産の価値、理念の普及、後世へ引き継ぐ意識の醸成を推進してまいります。

第2点目は、「多様な文化活動の振興と地域力の向上」です。

心の豊かな地域社会を実現するために、文化芸術に接する機会の充実や文化活動の活性化を図ってまいります。

公民館事業を通じた団体・指導者の育成や平泉町芸術文化協会への活動支援、芸術文化祭・神楽大会等の開催、幼稚園・保育所の園児による謡いの継承に向けた取り組みなど、文化芸術団体の活動支援、文化活動に取り組める環境と享受できる機会の提供、そして後継者の育成の支援をしております。

第3点目は、「文化財の計画的な発掘と調査、研究」です。

年次計画に基づき浄土庭園の無量光院跡、中尊寺大池伽藍跡の内容確認調査を進めてまいります。

埋蔵文化財包蔵地につきましては、開発事業等との調整を図りながら必要な発掘調査を実施し、遺跡の保護に努めてまいります。

発掘調査現地説明会、町内遺跡発掘調査報告会を開催するとともに、広報やホームページに情報を掲載して、調査、研究の公開に努めてまいります。また、岩手大学平泉文化研究センターと協力して、学際的な調査研究を推進してまいります。

第4点目は、「文化財の適切な保護と活用」です。

文化財保護法、岩手県文化財保護条例、平泉町文化財保護条例に基づき、文化財の保護と活用を図ってまいります。

最新の仮想現実、バーチャルリアリティーの技術により、往時を再現した映像体験、多言語化に対応したホームページなどにより、「平泉の文化遺産」の持つ歴史的・文化的価値と魅力を国内外に向け情報発信してまいります。

柳之御所遺跡及び達谷窟の拡張登録につきましては、岩手県、一関市、奥州市と協力して、資産の調査研究や拡張登録に向けた機運醸成を図り、取り組んでまいります。

以上、基本的な考え方と施策の大要について申し上げましたが、町民の負託に応えられるよう努力してまいりますので、議員の皆様並びに町民の皆様のご理解とご協力を心からお願い申し上げます。

平成29年3月7日。

平泉町教育委員会教育委員長、佐熊睦子、代読。

以上です。

議長（佐藤孝悟君）

以上で、平成29年度教育行政方針演述を終わります。

議長（佐藤孝悟君）

日程第5、請願第1号、共謀罪（テロ等準備罪）の新設に反対し、法案の国会提出断念と中止を求める請願を議題とします。

紹介議員の説明を求めます。

6番、高橋伸二議員。

6番（高橋伸二君）

請願第1号、共謀罪（テロ等準備罪）の新設に反対し、法案の国会提出断念と中止を求める請願について説明させていただきます。

請願提出者は、平泉町平泉字鈴沢90番地、平泉・9条の会代表世話人、那須正吉さんです。

紹介議員は私、高橋伸二と阿部圭二議員です。

請願書の趣旨につきましては、事前に写しが各議員に配付をされておりますので、お読み取りをいただいておりますものというふうに思います。

請願事項は、共謀罪（テロ等準備罪）の新設に反対し、法案の国会提出断念と中止を強く求めることとあります。

請願の趣旨に賛同し、紹介議員となった立場から、本請願の趣旨について若干補足をさせていただきたいというふうに思います。

まず、請願者の平泉・9条の会でございますが、この9条の会は、日本国憲法における条文の一つで憲法の三大原則である平和主義、いわゆる戦争放棄と戦力を持たないことを想定した憲法9条を守りたいとして結成されました。全国では約7,500の団体があるとされる市民の会の一つでございます。

さて、政府は2020年の東京オリンピック・パラリンピックに向けたテロ対策を口実に、請願者も述べているように、国民の強い反対で過去3度廃案となった共謀罪創設と同趣旨の法案を、早ければ今月の10日にも閣議決定をし、開催されております通常国会に4度目の提出をしようとしております。

この共謀罪の創設は2000年11月に国連総会で採択をされた国際的な組織犯罪の防止に関する国際連合条約、これを批准するための措置であると言われておりますが、日本はこの条約採択に署名はしたものの、共謀罪の創設にこだわるあまり、いまだに批准をしていません。日本はこれまで国連の13本のテロ防止関連条約を全て締結しており、それに対応して、組織的犯罪を取り締まる予備、陰謀、準備のそれぞれの段階の処罰を対象とする立法が既に整備をされております。したがって、現行の国内法や刑法で十分に対応が可能であり、国際的な要請として共謀罪の新設が本当に必要か、大いに疑問のあるところでもあります。現在世界177カ国がこの条約を批准していますが、多くの国は新たに共謀罪を創設せずに批准しているのが実態であります。

折しも、去る2月23日、日本弁護士連合会など弁護士6団体と150人を超す刑法の研究者は、提案されようとしております共謀罪法案は通常の市民団体が処罰の対象になるおそれがある。新たな立法をせずに条約を批准しても条約の趣旨や目的に反しないとして、反対する意見書を金田法務大臣に提出いたしました。

顧みれば、今から4年前の特定秘密法も、2年前の安全保障関連法も国論を二分したまま、最後は強行採決されました。私は国民の人権を擁護し、憲法の保障する思想、信条、表現の自由に十分配慮するとともに、広範な国民の懸念が拭えぬまま拙速な法案の国会提出と法の制定を行わないことを強く求め、紹介議員としての提案にかえます。

以上です。

議長（佐藤孝悟君）

これで紹介議員の説明を終わります。

お諮りします。

この請願については、議会運営委員会の協議に基づき、議長において所管の常任委員会に付託して審査することにしたいと思っておりますが、ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（佐藤孝悟君）

異議なしと認めます。

したがって、請願第1号、共謀罪（テロ等準備罪）の新設に反対し、法案の国会提出断念と中

止を求める請願は、総務教民常任委員会に付託して審査することに決定しました。

議長（佐藤孝悟君）

日程第6、議案第5号から日程第23、議案第22号まで、条例案件8件、事件案件1件、補正予算案件9件、以上合計18件を一括議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

青木町長。

町長（青木幸保君）

それでは、条例案件8件、事件案件1件、補正予算案件9件、合計18件につきまして説明を申し上げます。

議案書1ページをお開き願います。

議案第5号、平泉町浄土の拠点施設設置条例でございます。

提案理由でございますが、宿泊交流体験施設「浄土の館」を設置するため、条例を制定するものでございます。

次に、3ページをお開き願います。

議案第6号、職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例の一部を改正する条例でございます。

4ページをお開き願います。

提案理由でございますが、地方公務員の育児休業等に関する法律及び育児休業、介護休業等育児又は家庭介護を行う労働者の福祉に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴い、所要の整備を図ろうとするものでございます。

次に、5ページをお開き願います。

議案第7号、職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例でございます。

6ページをお開き願います。

提案理由でございますが、地方公務員の育児休業等に関する法律及び育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴い、所要の整備を図ろうとするものでございます。

次に、7ページでございます。

議案第8号、平泉町特別職の職員の給与並びに旅費及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例でございます。

8ページの裏をお開き願います。

提案理由でございますが、報酬額の改定を行うため、所要の整備を図ろうとするものでございます。

次に、9ページをお開き願います。

議案第9号、平泉町一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例でございます。

11ページをお開き願います。

提案理由でございますが、人事院の給与改定に関する勧告に鑑み、一般職の職員の扶養手当の

改定を行うため、所要の整備を図ろうとするものでございます。

次に、12ページをお開き願います。

議案第10号、平泉町町税条例等の一部を改正する条例でございます。

15ページの裏をお開き願います。

提案理由でございますが、社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための地方税法及び地方交付税法の一部を改正する法律等の一部を改正する法律及び地方税法施行令の一部を改正する政令等の一部を改正する政令が公布されたことに伴い、所要の整備を図ろうとするものでございます。

次に、16ページをお開き願います。

議案第11号、平泉町農業委員会の委員等定数条例でございます。

提案理由でございますが、農業委員会等に関する法律の改正に伴い、所要の整備を図ろうとするものでございます。

次に、17ページをお開き願います。

議案第12号、平泉町駐車場条例の一部を改正する条例でございます。

提案理由でございますが、中尊寺第2駐車場の整備に伴い、所要の整備を図ろうとするものでございます。

次に、18ページをお開き願います。

議案第13号、町道の路線及び認定及び廃止に関し議決を求めることについてでございます。

次の町道路線を認定廃止するため、道路法第8条第2項及び第10条第3項の規定により、議会の議決を求めようとするものでございます。

次に、20ページをお開き願います。

議案第14号、平成28年度平泉町一般会計補正予算（第5号）でございます。

平成28年度平泉町の一般会計補正予算（第5号）は、次に定めるところによる。歳入歳出予算の補正、第1条、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ1億8,650万5,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ48億5,184万8,000円としようとするものでございます。

次に、44ページをお開き願います。

議案第15号、平成28年度平泉町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）でございます。

平成28年度平泉町の国民健康保険特別会計補正予算（第3号）は、次に定めるところによる。歳入歳出予算の補正、第1条、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ3,194万2,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ9億9,828万8,000円としようとするものでございます。

次に、52ページをお開き願います。

議案第16号、平成28年度平泉町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）でございます。

平成28年度平泉町の後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。歳入歳出予算の補正、第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ92万8,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ7,890万円としようとするものでございます。

次に、55ページをお開き願います。

議案第17号、平成28年度平泉町健康福祉交流館特別会計補正予算（第2号）でございます。

平成28年度平泉町の健康福祉交流館特別会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。歳入歳出予算の補正、第1条、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ107万9,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ6,543万5,000円としようとするものでございます。

次に、58ページをお開き願います。

議案第18号、平成28年度平泉町町営駐車場特別会計補正予算（第3号）でございます。

平成28年度平泉町の町営駐車場特別会計補正予算（第3号）は、次に定めるところによる。歳入歳出予算の補正、第1条、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ132万円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ8,545万6,000円としようとするものでございます。

次に、60ページをお開き願います。

議案第19号、平成28年度平泉町下水道事業特別会計補正予算（第4号）でございます。

平成28年度平泉町の下水道事業特別会計補正予算（第4号）は、次に定めるところによる。歳入歳出予算の補正、第1条、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ1,003万1,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ3億3,604万4,000円としようとするものでございます。

次に、65ページをお開き願います。

議案第20号、平成28年度平泉町農業集落排水事業特別会計補正予算（第3号）でございます。

平成28年度平泉町の農業集落排水事業特別会計補正予算（第3号）は、次に定めるところによる。歳入歳出予算の補正、第1条、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ399万9,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ9,488万2,000円としようとするものでございます。

次に、69ページをお開き願います。

議案第21号、平成28年度平泉町簡易水道事業特別会計補正予算（第3号）でございます。

平成28年度平泉町の簡易水道事業特別会計補正予算（第3号）は、次に定めるところによる。歳入歳出予算の補正、第1条、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ109万6,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1億7,310万8,000円としようとするものでございます。

次に、73ページをお開き願います。

議案第22号、平成28年度平泉町水道事業会計補正予算（第3号）でございます。

第1条、平成28年度平泉町水道事業会計の補正予算（第3号）は、次に定めるところによる。

第2条、平成28年度平泉町水道事業会計予算第3条に定めた収益的収入及び支出の予定額を次のとおり補正しようとするものでございます。

収入、支出とも補正予定額でご説明を申し上げます。

収入、第1款水道事業収益380万円。支出、第1款水道事業費用311万円。

第3条、予算第4条本文括弧書きを（資本的収入額が資本的支出額に対して不足する額8,880万1,000円は、当年度消費税及び地方消費税資本的収支調整額573万9,000円、建設改良積立金2,000万円、過年度分損益勘定留保資金6,306万2,000円で補填するものとする。）に改め、資本的収入及び支出の予定額を次のとおり補正しようとするものでございます。

収入、第1款資本的収入25万5,000円。

次に、裏面をご覧ください。

支出、第1款資本的支出465万6,000円。

以上でございます。よろしくご審議のほどお願いいたします。

議長（佐藤孝悟君）

これで提案理由の説明を終わります。

お諮りします。

日程第6、議案第5号から日程第23、議案第22号まで、町長から説明があった議案、条例案件8件、事件案件1件、補正予算案件9件、以上合計18件につきましては、最終日の本会議で担当課長の補足説明を求め議決したいと思っております。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（佐藤孝悟君）

異議なしと認めます。

したがって、議案第5号から議案第22号まで合計18件につきましては、最終日の本会議で議決することに決定しました。

ここで暫時休憩といたします。

休憩 午後 0時00分

再開 午後 1時00分

議長（佐藤孝悟君）

それでは再開いたします。

日程第24、議案第23号から日程第32、議案第31号まで、平成29年度一般会計予算及び特別会計予算並びに水道事業会計予算、予算案件合計9件を一括議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

青木町長。

町長（青木幸保君）

平成29年度各会計当初予算案件9件につきまして説明を申し上げます。

平成29年度平泉町一般会計、特別会計、水道事業会計予算書の1ページをお開き願います。

議案第23号、平成29年度平泉町一般会計予算でございます。

平成29年度平泉町の一般会計の予算は、次に定めるところによる。歳入歳出予算、第1条、歳入歳出予算の総額は歳入歳出それぞれ48億100万円と定めようとするものでございます。

次に、143ページをお開き願います。

議案第24号、平成29年度平泉町国民健康保険特別会計予算でございます。

平成29年度平泉町の国民健康保険特別会計の予算は、次に定めるところによる。歳入歳出予算、第1条、歳入歳出予算の総額は歳入歳出それぞれ9億9,470万円と定めようとするものでござい

ます。

次に、173ページをお開き願います。

議案第25号、平成29年度平泉町後期高齢者医療特別会計予算でございます。

平成29年度平泉町の後期高齢者医療特別会計の予算は、次に定めるところによる。歳入歳出予算、第1条、歳入歳出予算の総額は歳入歳出それぞれ7,950万円と定めようとするものでございます。

次に、183ページをお開き願います。

議案第26号、平成29年度平泉町健康福祉交流館特別会計予算でございます。

平成29年度平泉町の健康福祉交流館特別会計の予算は、次に定めるところによる。歳入歳出予算、第1条、歳入歳出予算の総額は歳入歳出それぞれ6,510万円と定めようとするものでございます。

次に、193ページをお開き願います。

議案第27号、平成29年度平泉町町営駐車場特別会計予算でございます。

平成29年度平泉町の町営駐車場特別会計の予算は、次に定めるところによる。歳入歳出予算、第1条、歳入歳出予算の総額は歳入歳出それぞれ6,160万円と定めようとするものでございます。

次に、207ページをお開きください。

議案第28号、平成29年度平泉町下水道事業特別会計予算でございます。

平成29年度平泉町の下水道事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。歳入歳出予算、第1条、歳入歳出予算の総額は歳入歳出それぞれ3億4,690万円と定めようとするものでございます。

次に、231ページをお開き願います。

議案第29号、平成29年度平泉町農業集落排水事業特別会計予算でございます。

平成29年度平泉町の農業集落排水事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。歳入歳出予算、第1条、歳入歳出予算の総額は歳入歳出それぞれ7,350万円と定めようとするものでございます。

次に、251ページをお開き願います。

議案第30号、平成29年度平泉町簡易水道事業特別会計予算でございます。

平成29年度平泉町の簡易水道事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。歳入歳出予算、第1条、歳入歳出予算の総額は歳入歳出それぞれ2億510万円と定めようとするものでございます。

次に、275ページをお開き願います。

議案第31号、平成29年度平泉町水道事業会計予算でございます。

第1条、平成29年度平泉町水道事業会計の予算は、次に定めるところによる。

第2条、業務の予定量は次のとおりとする。

(1) 給水戸数2,036戸、(2) 年間総給水量69万1,500立方メートル、(3) 1日平均給水量1,895立方メートル、(4) 主要な建設改良事業として、ア、一般改良事業費9,830万5,000円、

イ、設備改良事業費400万円。

第3条、収益的収入及び支出の予定額は次のとおりと定める。

以下、款の金額でご説明いたします。

収入といたしまして、第1款水道事業収益1億7,620万円。支出といたしまして、第1款水道事業費用1億6,390万円。

次に、276ページをお開き願います。

第4条、資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。（資本的収入額が資本的支出額に対して不足する額7,780万円は、当年度消費税及び地方消費税資本的収支調整額755万1,000円、建設改良積立金1,000万円、過年度分損益勘定留保資金6,024万9,000円で補填するものとする。）

収入といたしましては、第1款資本的収入8,620万円。支出といたしましては、第1款資本的支出1億6,400万円と定めようとするものでございます。

以上でございます。よろしくご審議のほどをお願いいたします。

議長（佐藤孝悟君）

これで提案理由の説明を終わります。

お諮りします。

本案については、先例によって、議長を除いた全員で構成する予算特別委員会を設置し、これに付託して審査することにしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（佐藤孝悟君）

異議なしと認めます。

したがって、議案第23号から議案第31号までの予算案件、合計9件については、議長を除いた全員で構成する予算特別委員会を設置し、これに付託して審査することに決定しました。

議長（佐藤孝悟君）

日程第33、一般質問を行います。

通告の順に発言を許します。

通告1番、真竈光幸議員、登壇質問願います。

5番、真竈光幸議員。

5番（真竈光幸君）

5番、真竈光幸です。

通告1番、真竈光幸であります。

今回通告しています質問は3件であります。

1件目の質問は、平泉だけではなく全国津々浦々の地域が抱える高齢化社会の問題であります。

団塊の世代の高齢化により、今後10年間で超高齢社会が到来することになります。平泉町では、現在65歳以上の高齢化率はおよそ35%であります。今後問題になるのは、こうした高齢者がさら

に高齢化をするということでございます。そこで、高齢者が住みなれた地域で安心して暮らせるまちづくりを推進していかなければなりません、このことについて5つの質問をいたします。

1つ目は、医療、介護、予防、住まい、生活支援が一体的に提供される地域包括ケアシステム構築を目指した取り組みが本格的になされなければなりません。そこで、地域包括システム計画の1つとして、基本理念、2つ目、具体的な施策と取り組む内容、3つに、10年後の超高齢化社会を見据えた対応への指針を伺います。

2つ目に、地域で高齢者を支える体制づくりについて伺います。

平成29年4月より、介護予防・日常生活支援総合事業、いわゆる新しい総合事業が始まります。このサービスは、要支援1または2の方の生活支援などの多様なニーズに応えるため、全国一律だったサービスの介護予防給付のうち、訪問介護と通所介護を地域の実情に応じた住民主体によるサービスに移行するとしたものであります。このことについて質問いたします。

住民主体となって行う訪問型サービスBについて伺います。この概要は、住民が主体となって自主活動で生活支援を行うサービスのことで、主な支援といたしましては、調理、掃除、ごみ出し、買い物代行や付き添いなど多岐にわたります。このことについて、平泉町が実施しようとする住民主体の団体育成と、経費、運営費補助などの実施要領と、住民が主体となってサービスをすることの課題について考えを伺います。

3つ目には、新しい総合事業の内容を住民に周知するためにも、地域での説明会をする考えはないかを伺います。

4つ目に、新しい総合事業は、段階的に実施されるのかを伺います。

5つ目に、さきに述べましたように、高齢化が進めば必然的に高齢者は交通弱者になります。超高齢者社会を迎えるにあたり、高齢者が安心して暮らせるまちづくりには、福祉サービスとオンデマンド交通は最小限のインフラであると考えます。住民が介護予防や認知症予防教室に参加して、友人とおしゃべりや買い物を町内でして、町営の温浴施設に通うなどの外出の機会と居場所をつくる。こうしたことによって医療費の伸びが抑えられるのであれば、車両代、燃料費、人件費、運営費などが経費がかかるわけではありますが、医療費削減となれば町にとってもトータルプラスになり、何よりも利用する人への生きがいに貢献することになると思います。

高齢者の生活の足の確保にオンデマンド交通整備を取り組みする考えはないかを伺います。

そして、このことは、後期基本計画、道路交通網の整備、(6)の地域公共交通の充実についての検討としてうたっているものでもあります。

2件目の大きな質問になりますが、子育て支援の充実についてであります。このことについて2つの質問をいたします。

1つ目は、本町におきましても児童の医療費助成を行っているところではありますが、子ども達の体の状態がどのようになっているのかを特定健康診査する必要があります。

埼玉県医師会が平成22年から平成25年にかけて、県内幼稚園から中学生までの子ども1,343人に運動器の検診を行った結果、約40%に機能不全の兆候が見られ、3人に1人が体が老齢化しているという運動器症候群、いわゆるロコモであります。これが老人だけでなく子ども達に増えて

いるとの結果が報告されました。

体を動かすに必要な関節や骨、筋肉などの運動器が機能不全を起こした状態で、骨折や捻挫を誘発します。和式トイレでしゃがめない、つま先が上がらず平らなところでもつまずく、鉛筆の筆圧が弱過ぎるなど、症状は多岐にわたります。こうした子どもに増えている運動器症候群、ロコモへの問題意識と対策について考えを伺います。

2つ目には、同様に若年性脂質異常症や糖尿病、肥満、高血圧症などの生活習慣病と診断された子ども、小学校4年生、5年生を対象にすると5人に1人の割合にあるとされています。子どもの生活習慣病の現状と、特定健康診査対策についての考えを伺います。

3件目の質問は平泉学についてであります。

世界かんがい施設遺産登録の照井堰用水の歴史背景や、世界農業遺産登録を目指す東稲山麓地域のため池など、多様な文化遺産を平泉学のさらなる進化を目指す方向について伺います。

質問は以上であります。

議長（佐藤孝悟君）

青木町長。

町長（青木幸保君）

真竈光幸議員からのご質問にお答えをいたします。

1番の高齢者が安心して暮らせる環境づくりについてのご質問の（1）平泉型地域包括ケアシステムについてのご質問にお答えをいたします。

まず、①の基本理念についてお答えをいたします。

町では、高齢者が要介護状態となっても住みなれた地域で自分らしい暮らしを人生の最後まで続けることができるよう、住まいを中心として医療、介護、予防、生活支援を一体的に提供できるようにしていこうという地域包括ケアシステムを目指しております。

必要に応じてかかりつけ医に診てもらい、住宅、施設の各種介護サービスを利用でき、さらに介護予防、また見守りも含めた生活支援などを各行政区や近隣などが行うことにより、連携して高齢者を支援していこうとするものであります。

次に、②の具体的な施策と取り組む内容についてですが、在宅医療介護連携の取り組みといたしましては、町内在宅医療関係者で構成する平泉町在宅医療介護連携推進会議を開催しております。また、一関市医療と介護の連絡会と連携し、病気や入退院の情報を共有する暮らしのシートを作成するなど、切れ目のない在宅医療と介護の提供体制の構築に取り組んでおります。さらに、今年度から保健センターに配属しております生活支援コーディネーターと協力しながら、地域の生活支援ニーズの調査を行うとともに、地域での取り組みを掘り起こしながら、多様なサービスを提供できるよう検討しております。

次に、③の10年後の超高齢化社会を見据えた対応への指針につきましては、人口推計によりますと、町において高齢者数がピークを迎えるのは平成32年ころと予測され、その後は減少していくと見込まれます。全国的には高齢者数は団塊の世代の方々が後期高齢に達する平成37年度をピークに達すると推計され、自立していきいきと暮らすために、一人ひとりの多様なニーズに応え

る地域に根差した取り組みがより求められます。

高齢期をいきいきと過ごすには、健康であることが非常に重要であり、健康づくり意識の高揚、検診受診率向上、生活習慣病の予防、介護予防への取り組みなどとともに、認知症を患う方も今後増加すると見込まれ、一人ひとりの状態に応じた対応がより求められることとなります。さらに、ひとり暮らし老人や高齢者のみの世帯も増加すると見られ、生活支援や必要なサービスを切れ目なく利用できる体制を整えることにより実現しようとする地域包括ケアシステムの構築が重要となってきます。

次に、（２）地域で高齢者を支える体制づくりについてのご質問で、新しい総合事業の訪問型サービスB、住民団体の育成と経費・運営費補助などの平泉町の実施要領と、住民主体でサービスすることの課題についてお答えいたします。

新しい総合事業の訪問型サービスBにつきましては、住民団体などが主体となり、高齢者の自宅を訪問し、調理、洗濯、買い物、ゴミ出し等の生活支援サービスを行うものです。3年以上継続して活動を行う意思を有する等、いくつかの条件の設定を予定しております。

補助額については、町でも一関市同様、立ち上げ支援として備品購入等に対する経費補助、運動費補助として、実働時間により月額補助を盛り込んだ要項の制定を検討しております。

続きましては、住民主体でサービスすることの課題といたしましては、実施する団体等が行う具体的サービス内容や人的対応などとともに、保険に加入する等安全に運営することが実施条件となります。また、地域の人材不足もあり、元気な高齢者の方の社会参加及び支え合いの体制づくりが必要と考えております。

次に、（３）新しい総合事業の内容を住民に周知するための方法についてのご質問にお答えをいたします。

平成29年度一関地区広域行政組合広報誌、くらしの情報を、3月号のひらいずみ広報とあわせ、全戸に配布し周知しておりますし、また介護保険制度説明会、区長会、民生児童委員定例会において皆様にご説明申し上げております。

基本的には、現在のサービスは引き続き受けられますし、更新時においてはパンフレットでの周知やケアマネージャーなどから丁寧な説明があります。今後住民向けの説明会につきましては、希望する行政区等につきましては随時対応したいと考えております。

次に、（４）新しい総合事業は段階的に実施するののかについてのご質問にお答えをいたします。

新しい総合事業の現行相当の通所介護、訪問介護を利用している方は、当面現行のサービスを受けられますが、緩和したサービスAには平成30年度以降、事業所の準備が整い次第、移行していきます。

住民主体で行うサービスBにつきましては、地域の実情や支援の内容、実施主体などを勘案し、協議しながら年度内に要項等を作成し、随時取り組んでまいります。

短期集中予防となるサービスCにつきましては、実施事業所と協議を行い、準備が整い次第実施するなど、サービスメニューに応じて準備が整い次第実施してまいります。

次に、（５）高齢者の生活の足の確保にオンデマンド交通整備を取り組む考えはないかのご質

問にお答えします。

オンデマンド交通の整備につきましては、これまでの議会においてもご質問をいただいているところであり、町といたしましては、交通空白地帯の対策として患者送迎バスを運行し、高齢者など交通弱者への対応をしてきたところでございます。

今後ますます進むであろう高齢化に対応した地域交通の確保は重要であり、オンデマンド交通につきましては、路線バスなどとは違い、幹線から外れた自宅付近にも対応できるなど、地域の実情に合わせ多様なサービスを提供することができ、柔軟性のある交通手段であるとは認識しているところではございますが、既存の公共交通との役割分担や連携などにも十分配慮し、検討を進めることが必要であると考えてございます。

また、高齢化に対しては交通対策に限らず、さまざまな部分で地域で見守っていくということも重要であり、そのような取り組みを先駆的に行っている地域の情報なども収集しながら、検討を重ねていく必要があると感じているところでございます。

議員ご質問の要旨でございますように、町では新平泉町総合計画後期基本計画において、地域公共交通の充実を主要施策に掲げ、地域公共交通体系の整備につきまして検討していくこととしており、引き続きさまざまなご意見などを伺いながら、そのあり方について検討を深めてまいりたいと思います。

次に、2番の子育て支援の充実についてのご質問の（1）子どもに増えている運動器症候群（ロコモ）への問題意識と対策についてのご質問にお答えをいたします。

保健センターでは、乳児期から3歳6カ月までの健診を行っておりますが、運動発達がまだ成長段階にあるため、子どもの運動器症候群の判定は難しい状況にあります。

判定は難しい状況ではありますが、予防は必要であり、乳児期から遊びを通して運動発達を促すことを目的に、乳児を対象とした事業で保健師、保育士の指導による親子ふれあい体操を行い、体を動かす楽しさを感じてもらっております。幼児期においては、特に運動発達と脳の発達が著しい時期であり、運動器の向上に特化したものではなく、手足などの体全体をバランスよく使いこなせるような支援も行っております。

小中学校では、今年度から運動器に関する検査として、新たに四肢の状態の検査が追加され、家庭と学校での健康観察を実施しています。家庭では整形外科項目チェック表に基づき、子どもの四肢の状態についてチェックを行い、健康診断事前調査書に記入しております。学校では、体育やクラブ活動等において、児童生徒の四肢の状態に異常がないかを把握し、担任教諭、体育・クラブ担当教諭、養護教諭間での連携を図っております。また検診においては、家庭での事前調査書及び学校での生活状況をもとに、異常等がある児童生徒については検診前に学校内科医へ情報提供し、必要に応じて検査を行い、所見がある場合、事後措置として、学校内科医からの指示のもと、養護教諭から整形外科専門医を受診するよう指導することとしております。

今年度の結果としては、異常のあった児童生徒はいませんでした。全国的に増加傾向にも懸念されていることから、引き続き注意深く対応してまいります。

次に、（2）子どもの生活習慣病の現状と対策（特定健康診査）についてのご質問にお答えを

いたします。

先ほどのお答えどおり、乳幼児期における健診での生活習慣病の把握は困難ではありますが、生活習慣が関連している肥満や虫歯については把握しております。

乳幼児期は正しい生活習慣の基盤をつくる大切な時期なので、健診等で子どもの生活習慣だけでなく、親の習慣も関連しており、家族の生活についても聞きながら、改善に向けて取り組むことを考えております。

小学4年生、中学1年生を対象に、生活習慣病予防健診を実施しております。小学校は4年生を対象に生活習慣病健診の事前事後指導を実施しており、事前指導では、栄養教諭、養護教諭による生活リズムに関する授業を実施しております。また事後指導では、町保健センターの保健師、栄養士による指導を行っており、要受診者及び肥満児に対しては、学期末面談時に栄養教諭、養護教諭、要受診者の保護者による三者面談を行い、健診結果をもとに受診者58名中3名に受診勧告等を行っております。

中学校では、生活習慣病予防健診において要受診とされた生徒51名中2名に対し、生徒とその保護者を対象にした受診勧告や個別指導を行っております。

子ども達の生活習慣につきましては、生活リズムの大切さについてや食育指導により規則正しい生活ができるよう、指導してまいります。

次に、3番の平泉学についてのご質問の、世界かんがい遺産、世界農業遺産につきましては、岩淵教育長から答弁させます。

議長（佐藤孝悟君）

岩淵教育長。

教育長（岩淵実君）

それでは、平泉学についてのご質問にお答えいたします。

議員お話しの中にもございましたとおり、照井堰用水が昨年平成28年、国際かんがい排水委員会のかんがい施設遺産に登録されましたことは、当教育委員会といたしましても大変喜ばしいことであると感じております。

照井堰用水は毛越寺浄土式庭園の水源でもあることから、まさに水の都平泉を支える重要な施設遺産であると認識しております。

また、東稲山麓地域の世界農業遺産登録を目指す動きにつきましても、その登録認定を大いに期待しているところであります。また、登録認定されることだけが目的ではなく、中山間地域の活性化を最大の目的として、当町だけでなく、県南広域振興局、奥州市、一関市が一体となって取り組みを進めていることに対し、今後もその動向について注目してまいりたいと考えております。

ご質問のとおり、これらの遺産を今後の平泉学に取り入れ、さらなる学習の深化を図ろうとする点につきまして、当教育委員会といたしましては大いに賛同するものであります。

照井堰用水につきましては、磐井川の川底が平野部よりも深く低い状況から、河川の上流部から水を引き込み水路を延長したという経緯があること、また、奥州藤原氏の時代から工事が始ま

り、江戸時代にかけて完成したことから、長年にわたり引き継がれてきた先人の思いを感じることものできる遺産でもあります。

東稲山麓地域につきましては、伝統的な棚田と遊水地の組み合わせにより、水害を受ける被害を分散させた営農システムが見てとれ、こちらも先人の知恵と行動力を感じることものできる遺産であり、どちらも当時の人々の思いや願いに触れることものできる素材であろうと考えております。

ぜひ学校区ごと地域性を生かし、また発達段階に応じながら、これらの遺産を取り入れた学習を期待するとともに、今後も各学校への指導、情報提供、支援等を行ってまいりたいと考えております。

以上でございます。

議長（佐藤孝悟君）

5番、真竈光幸議員。

5番（真竈光幸君）

再質問いたします。

1項目の平泉型包括支援ケアシステム、構築する計画の位置付けであります。これは平成26年度、平泉町高齢者福祉計画に位置付けられるものだと認識しております。基本理念は質問のタイトルであります、高齢者が安心して暮らせる環境づくりを進めようということがその理念だというふうに考えます。

その具体的な取り組みとして、先ほどの答弁では、1つ目に、平泉町在宅医療介護連携推進会議を開催している。2つ目に、暮らしのシートの作成をした。3つ目に、生活コーディネーターを保健センターに配属したとの取り組みを示されたところでありました。これについては、それぞれの構成人員、会議の頻度、役割等をご説明ください。

議長（佐藤孝悟君）

高橋保健センター所長。

保健センター所長（高橋和夫君）

平泉町在宅医療介護連携推進会議につきましては、ひらいずみ内科クリニックの小野寺先生をはじめ、20人程度が参加しております。内訳については、平泉もそうですけれども、一関の医療施設のお医者さんとか薬局、歯科医院のお医者さん、それから在宅支援センター、それから包括支援センター、ふくしの里、さわなり居宅とか、町内の訪問介護ステーションとか、老人福祉施設、それからグループホーム、あと指導機関として一関保健所と広域行政組合、そのようなメンバーが参加して町内の医療と介護の連携について話し合いを持っています。

これについては、年に1、2回程度の会議を開催しておりますし、あと冬、研修として年1回は一般住民の方も含めて研修会を開催しております。

それから、一関市の医療と介護の関係につきましても、同様に年2、3回の会議がありまして、これはもっと、一関市内の医療機関の先生方もかなり入って、人数は30人以上になりますけれども、ちょっと具体的な人数はあれですけれども、いずれそちらとも連携して、当然平泉は平泉町内だけの医療施設で完結することができませんので、一関市とも連携しながら対応をしていると

ころです。そして、生活支援コーディネーターにつきましては、昨年の4月から1名、保健センターで活動をしていただいておりますが、いずれ毎月各地域のサロンとか茶話会、それからいきいき百歳体操が行われているところではそこにも参加しながら、地域でのどのような高齢者の方のニーズがあって、どのような対応ができるかとか、そういうものを詳しく調査しております。

くらしのシートにつきましては、医療機関で基本的には記入いたしまして、退院して例えば自宅に帰った場合には、そこに通う在宅支援センターの人がそれを見て、暮らし状況、病気の状況等を把握したり、そしてさらにそれを、また入院するときには病院に持って行って、病院の方が見て、現在の状況を把握しながら切れ目のない支援を行えるようになっております。

以上です。

議長（佐藤孝悟君）

5番、真竈光幸議員。

5番（真竈光幸君）

10年後の超高齢化社会の到来についての質問にします。

平成28年度の出生率が100万人を割り込み、98万1,000人となりました。これは明治32年の統計開始以来過去最少のことです。いわゆる静かなる有事と言われるゆえんであります。

人口減少問題についてはここでは触れることではありませんが、先ほどの答弁の中で、高齢者増加のピークが平成32年を予測とのことであります。さらに、ひとり暮らしの高齢者も増加する見通しとのことです。

平成28年度時点の65歳から74歳までの前期高齢者数が1,232人、75歳以上の後期高齢者が1,501人の計2,733人です。平泉町人口7,887人に対し、その割合が34.6%になります。ピーク時の平成32年には前後期高齢者総数2,804人と想定され、さらに1%程度増加する見通しになります。これは町民の10人に4人が65歳以上の高齢者という社会が目の前にあるということを示しております。さらに、要支援・要介護者数が平成28年度は541人登録されておりますが、平成32年には625人と想定され、高齢者総数合計の22%となり、全人口の8から9%程度になる見込みであります。

今後のこうした事態への地域包括支援システムとは、行政だけの取り組みではならず、地域住民の支援体制づくりが欠かせないものになります。近々未来のこうした社会への対応は、地域の住民による見守り体制の構築とともに、支援センターの増設も必要になるのではないかと考えます。地域包括ケアシステムの構築のあり方として、先んじた取り組みをしなければなりません。

各行政区の区長、民生委員に委ねるだけでなく、地域と密接な体制作りに向けた話し合いを行政はすべきではないかと考えますが、その件について伺います。

議長（佐藤孝悟君）

高橋保健センター所長。

保健センター所長（高橋和夫君）

先ほども町長が答えたとおり、総合事業が始まりまして、サービスBということで住民主体の取り組みについても補助が出るような形がとられようとしています。

その中で、地域においては住民主体でいきいき百歳体操とか、立ち上げのときだけは保健師なども出向くのですが、現在は自ら行っているところが5地区あります。そのような形で、介護になる前の段階で、地域としてそのように運動したり、また口とか機能の向上を図ったり、そしてあと地域の方とおしゃべりしたり、それを含めた見守りを行うことによって、さらに地域住民の方が元気で暮らせるような体制を、さらに今後強めていきたいと考えております。

いずれサービスBにつきましては、今後具体的な要項、それから例えば補助の要件なんかも出てきますので、そこは区長、民生委員も含めて皆さんとお話ししながら、地域でいい継続的にできる取り組みはどうしたらいいかということ、話し合いを持ちながら進めてまいりたいと考えております。

議 長（佐藤孝悟君）

5番、真竈光幸議員。

5番（真竈光幸君）

もう一つ、ひとり暮らしの高齢者が非常に増えているという実態があります。平成28年度の住民基本台帳、この人口によりますと、ひとり暮らしをする高齢者数が男性114人、女性237人の合計351人もいるということであります。驚くべき数字だと思うのですね。

高齢者女性が多い、これは全国的にそういう傾向にあるんだと思いますが、力仕事だけではなく、役場への書類の提出ですとか、金融機関への手続とか、ほとんど旦那さん任せにきて知らないという人が非常に多いと言われてます。よく、今はオレオレ詐欺とは言いませんが、そういった詐欺に遭う方もこういった女性高齢者のひとり暮らしの方が圧倒的に多いというのも、そういったことが原因とされているところであります。

また、女性は低年金者が多く、国民年金のみでありましたり、厚生年金に加入している期間も短く、受給額が少ないケースが多く見受けられます。こうした女性高齢者に日常生活の支援がどうしてもやっぱり必要になる。ひとり暮らしには限界がありますから、こうした人たちにどのようなケアをしていくか、喫緊の課題になっていることと思います。地域包括ケアシステムとは、こういったことを踏まえた作成をしていかなければならないと思います。

最重要課題としてのこの人口減少、それから超高齢化社会を見通した上での政策、いわゆる縮んでいく社会への順応策をどう立てていくかという観点が必要だと思えます。

先ほどサービスBについて回答をいただきました。このサービスBについてですが、住民団体が主体となって、買い物や掃除、洗濯、調理など生活支援を行っていくわけですが、こうした住民団体のイメージ、どのようなイメージを持って、それからどんな育成を図っていかれるか、方策について伺います。

議 長（佐藤孝悟君）

高橋保健センター所長。

保健センター所長（高橋和夫君）

超高齢化社会を迎えて、やはり若い人も少なくなってきた、もちろん昼間は働いているという状況もあると思いますが、なかなか人が集まらないというのも現実にあります。

ただ、やはり高齢者は増えていると。その中で、元気な高齢者の方ももちろんいらっしゃいます。ですから、縮む、しぼんでいく、全体がそういうお話だと、逆に裾野を広げていくというか、元気なお年寄りも活躍してもらってやっていけるようなことを考えていかなければだめだと考えております。

サービスBの主体としては、現在は、一関ではシルバー人材センターがそれを担うような話も聞こえていますが、町内でもやはりシルバー人材センターは元気なお年寄りの代表というか、的どころもあるのですね。何度かお話をさせていただいて、できること等、具体的なお話をさせていただいていますが、やはりお年寄りだからこそできる支援とできない支援もある。例えば雪かきなんかは難しいとかですね。そういうこともあるので、そこら辺を今後、具体的にどこまでできて、またその支援が必要な方がどれくらいいるのかということも調査しながら、今後対応をしていきたいと考えております。

議長（佐藤孝悟君）

5番、真竈光幸議員。

5番（真竈光幸君）

そうすると、そうした団体を育成する、これは団体からの手上げを待つのか。もしくは、社会福祉協議会を通じた募集を募るのか。

9月だったですか、千葉県の柏市に視察に課長ともお伺いしたのですけれども、そのときに、民間団体が、各種サークルの団体がこういった支援を、相当数立ち上がっていたというのがありました。ただ、やはり問題になるのは、もし万が一、何らかの事故が起きた、もしくはごみ出し、買い物支援、もしくは付き添いといった中で、そういった方々を同乗させた、そのときに起きた事故、またはその車両の中で不測の事態が起きた場合などを想定すると、そういったサークルボランティアの活動に運営費だけを補助してお任せすることが本当にいいのか、という課題があるかと思うのですね。

そういった場合、シルバー人材センターの人材登用、それもいいのですが、ある程度公的なサポーターとしての位置付けをする、使用車両等についても、できれば民間団体のものに任せるということではなくて、公共の、社協の車両とかいうことの手当ても考えていかなければいけないのではないかなというふうな課題が存在すると思うのですが、その辺はいかがですか。

議長（佐藤孝悟君）

青木町長。

町長（青木幸保君）

る議員からご提案等もいただいているところでありましてけれども、いずれこの事業については、やはり総合的にやっていかなければならないと思います。今は個々に取り上げて、もしこのときはどうするんだ、ああするんだとなっていったら、はっきり言ってなかなかそれは存在することは大変厳しいというふうに思っています。

前段で議員がおっしゃられたように、75歳以上、そして65歳から75歳まで、そのどんどん増えているというのは現実であります。つまり、誰かを雇ってこの事業を、結局住み慣れた地域で最

後までやっぱり暮らすという大理念が、基本的な部分があるわけですから、そういったことには当然、60歳を超えた方々はいつか我が身であるから、皆さんでそれを手を出していただき、手を出していただかなければできない、これは平泉町のみならず、全国的にそうだと思います。

そういった中で、先ほど課長の答弁にもありましたが、今既に5カ所、各地域で、自分たちのほうではどういうことからできるのか、まずできることから始めていって、そしてそこからいろんな課題が出てきて、そこを保健センターとも相談し、その辺が地域でやれる分、これはちょっと行政から力を借りなければならぬ、知恵を借りなければならぬ部分、それは地域地域によってあり方が違うと思います。以前もこの場で答弁をさせていただいた経過がありますが、やはり平泉型として竹を割ったようにこのことは進められないというふうに認識いたしております。そのために、民生委員だからやってください、区長と相談してやってくださいということだけでは、このことは解決いたしておりません。既に民生委員、児童委員も含め、地域で参加できる方々が、その5つの地域で立ち上げて今実践をしているところでもあります。そういった中で、今はまだ、今後こういうことに取り組んでいこう、こういうことはどうしたら取り組めるかという、いろんなことを知恵を絞ってやっていただいております。そのことが、いずれこの平泉地域として、全体としての各地域で取り組む新たな包括システムをつくり上げたいというふうに今、町としては考えております。

そのために、まずは組織をつくってそこに相談をするということではなく、その地域地域に入って、今生活支援コーディネーターがおります、配置して、今年度から行っておりますけれども、そこを中心に地域を歩いていただいて、サロン活動しているところで、今後こういうことをやってみたらどうですか、ある地域ではこういうこともやられているのですが、当地域でもいかがでしょうかとか。例えばいきいき百歳体操している地域に行って体操を指導し、そして今回の新制度も説明もしながら、なおかつ、この地域としてこういうことあったらもっと楽しいよね、ところがある区ではこんなこともやっているのだけど、こちらではどうでしょうかと言いながら、ああそうだ、それは楽しそうだなというようなですね、そういったものの地域からやっぱり出てきたのに、何も地域に任せて、区長とかに任せてそれが上がってくるのを待っているというのではなく、そういう人を配置しながら、行政としていち早く、それが各行政区ごとになるか、行政区にも大きい地域は、地域的に2つぐらい組織というか、そういう形態ができないとやれない、包括システムが完了できない地域もそれはあると思います。そういったものにつぶさに対応していくためには、今の保健センターでは、大変重要課題として取り組んでいただいているところがあります。そういった意味で、先ほど議員ご指摘の部分は、一つ一つそれを積み上げながら、精査しながら進めていこうというふうに思っております。

先ほどのオンデマンドの件もですけれども、区長会でもお話しした経過があります。しかし、ここを回してけるといったときに、例えば物理的に本当にそれが可能かということ、やはりそれは地域によって難しいと。では、それを地域でそれをきちっと体制を組んでいったらば、では自分たちの地域でこのことはやっていこう、町ではこういうことは応援してもらえないかと、そういう中で、今度4月から新しい制度ができるわけですが、その中に当てはめられるもの、ところが、

それに全く当てはまらないものも実は出てくると思う。それはまた町で、平泉の町として考えていく、それをどういう形で支援していくかということも議論しながらやってまいりたいという、総合的な答弁とさせていただきます。

以上であります。

議長（佐藤孝悟君）

5番、真竈光幸議員。

5番（真竈光幸君）

いずれその答弁のとおり、課題が全くないことではありません。たくさんのいろんな、これからいろんな取り組みの中で考えていかななくてはいけない課題、ポイントがたくさんあるかと思えます。ただ、考えていかななくてはいけないのは、やはりそういった方々に対して負荷のかかるようなものにならないような、やはり仕組みづくりをつくっていかねばいけないなというふうに考えているところであります。

質問を変えます。

先ほどオンデマンド交通について触れられました。今、平泉では、病院への通院支援として患者送迎バス、3系統運行してございます。1つが達谷戸河内方面、毎週月金の午前の1往復。2系統が長島下平東岳線、毎週火曜日の午前1往復。3番目が長島箱石東岳線、毎週木曜日の午前の1往復。

これをやはりもう少し、さっきの町長の答弁の中にもありましたけれども、進めて、通院だけということだけではなくて、その介護予防教室、または各種社会教育への参加、町内温浴施設への送迎も含めた日々の終日運行が可能であれば、それにこしたことはないわけであります。全く減らない高齢者の運転車の事故を防いだり、または居場所をつくったりするためにも、足をどうするかというのが大きな課題であります。そのためにも、今ある送迎バスのさらなる進化を、やはり考えていかなければいけないのではないかなというふうに思うわけであります。

そういった住民が介護予防や認知予防教室に参加して、友だち連れでわいわい話をしながら、帰りに悠久の湯に寄って一杯やって帰ってくるというようなライフスタイルも、車に乗らなくてもいいねという部分をやっぱりつくっていくことによって、老人の健康、高齢者の健康を促進していく、認知症を予防していくということであれば、町にとってもトータルプラスになるのではないかなということで、やはりオンデマンド交通的な、要望に対して応えられる、非常に運用が難しいという部分は確かにあるわけでありますが、今かなりの自治体が採用しておるわけでありまして、これはやはり後期基本計画の中でうたっております交通手段の確保という観点から、やはりもう少し研究を急いでやってもいいものではないかなというふうに考えますが、この点をもう一度回答をお願いします。

議長（佐藤孝悟君）

青木町長。

町長（青木幸保君）

先ほどに若干リンクするところもありますけれども、いずれにいたしましても、包括ケアシス

テムは、新システムはそのことだけではなく、地域の見守りでもあったり、そうした交通対策であったり、この小さな平泉の限られたこの面積の中を、さらに有効的に運用していくためには、オンデマンドはオンデマンドだと、そして包括ケアシステムは包括だというような、そういうあり方ではなく、やっぱり総合的にやっていく必要があるのだというふうに思っております。そのためには、今走っていただいております公共の、先ほどの輸送バスも、そのあり方とリンクしながら、今後さらに議員おっしゃるとおり、検討させていただきたいというふうに思っています。

しかし、検討する検討すると時間をかけるのではなく、結局一つのことだけならばぱっとやれると思うのですが、それを総合的に、それを有効的にさらに活用するようにできるように、やはりそれがなおかつ、地域のそれを運用する方々が、やっぱりそれが本当に利活用してああよかったなと思うようなものをつくるためには、ちょっと時間も欲しいのですけれども、早急性もあるということは大変認識いたしておりますので、ご理解を賜りたいというふうに思います。

以上であります。

議長（佐藤孝悟君）

5番、真竈光幸議員。

5番（真竈光幸君）

質問を変えます。

子どものロコモについて伺います。

握力が弱くて鉛筆が、鉄棒が握れない。筆圧が弱くて毛髪のような字を書く。非常に増えておりますね。

小学校現場のお話を伺いたいと思うのですが、2Bの鉛筆を使わせる機会がとても増えております。今、HBというのは姿を消しつつあります。ちょっとトンボ鉛筆の例を調べてみました。平成11年のHBの鉛筆の売り上げが、学童用鉛筆売り上げの14%を占めていたのですが、平成27年には8%まで激減しています。逆に、2Bは48%から62%に、さらに4Bと6Bが1%だった売り上げがそれぞれ4%、5%に増えているとの結果を調査いたしました。さらに、色鉛筆も、以前のものより4割弱の力で書けるものが、対前年比4割増しとなっています。こうした学童文具というのが非常に過保護なマーケットとなっていることには、非常に注意が必要ではないかと思えます。

教育委員会として、こういった鉛筆の硬度、子どもの筆圧について問題意識を持っていらっしゃいますか。伺います。

議長（佐藤孝悟君）

岩淵教育長。

教育長（岩淵実君）

鉛筆の硬度、やわらかさ、それについて具体的に各学校に調査を依頼して調べたことはございません。ただ、私の経験から言いますと、小学校低学年は大体Bとか2Bから持たせて始まっているという。これは子どもの筆圧、そういったようなことがまだしっかり整っていないというふうなことから、入門期にはそういう形でやわらかい鉛筆を使わせているということがあるのでは

ないかなというふうに思います。それから、かたくなればなるほど薄くなるわけで、そうすると見づらいつかうふうなこともあるというふうなことで、極力やわらかい鉛筆を使うようにというふうな指導を低学年のうちにはされているだろうというふうに思います。

これが過保護ということにつながるかどうかということについては、私も検証していませんので何とも言えないところでありますけれども、例えば鉛筆ではなくてシャープペンシルもB、2Bを使用するというふうなこともよくあることでありますし、今後どのような実態にあるかということのを改めて、学校に情報提供いただきながら検証し、指導してまいりたいと、そのように思います。

議長（佐藤孝悟君）

5番、真篋光幸議員。

5番（真篋光幸君）

ぜひ検証いただきたいと思います。我々のあたりでは、この中指の第一関節にたこができるほど筆圧が強く、かたい鉛筆でやってきております。これもですね、やはりロコモと非常に密接な関係にあるということが証明されておるようですので、ぜひ検証いただきたいと思います。

最後に、平泉学について伺います。

照井堰は、藤原秀衡家臣の照井太郎高春が掘削したとされる用水路であります。毛越寺庭園、観自在王院、無量光院などへの水源として、またかんがい用水としての工法や管理方法など、子ども達への地域への学びを深化させる題材としては多面的な様相を持つ一級のものだと思います。

また、東稲山麓地域につきましては、長島地区のため池の存在があります。これもまた水田耕作の原点である用水の変遷と、その多面的な学習要素は平泉学として深化させるにふさわしい貴重な題材と考えております。江戸期の安永風土記に記されている長島地区のため池のほぼ全てが完存し、その機能もいまだに有効なため池が多数あります。こうした生きた農業遺産を学ぶ貴重な有形財産でありますから、ぜひ平泉学への活用をいろんな形で展開を図っていただければ幸いです。

質問は以上であります。

議長（佐藤孝悟君）

岩淵教育長。

教育長（岩淵実君）

時間がありませんので、簡単にお話しします。

11月の議会の場でも、サミットの成果と課題ということについて答弁をさせていただきました。その中でも話したかと思いますが、サミットの全体会の講評の中に、3点目に、遺産として残されたもの、現在に伝わるものの学びにかかわった先人の姿、そして今に継承している人々の姿を学ぶ、その思いや考えを知ることこそ、今後大事にしなければならないというふうなお話がありました。まさにそのとおりだと思います。

ここに照井堰用水の概要という水土里ネットてるいというところを出した冊子がございますが、今議員がおっしゃるとおり、歴史的なことも随分詳しく書かれております。いわば、これは学校

にこの素材でぜひ深化させると、このテーマでいけというふうなことは、一方的に言うことはいかなるものかというふうに思いますけれども、こちらからの資料提供というか、そういうことで、例えば平泉の水の文化というふうな視点で少し学びを考えたらどうか。既に校長会議の中で私話しております。あるいは食文化、前川佳代さんが来て、平泉バージョンのぶとまんをつくるというふうなこともやっているわけでありますが、それだけではなくて、餅とかはっととか、がんづき、ゆべし、何でもあるんだろうというふうに思います。そういったことに子どもたちに学ばせるといふことも、これからの平泉学のテーマとしては生きていくのかなというふうに思っているところです。

ただ、あくまで学校現場が主体でありますので、これでやりなさいという押しつけはできないと思いますし、先生方はもっと別な素材でというふうな知恵も持っていらっしゃるかもしれません。そこらあたりを考慮しながら、これから平泉学を展開させていければいいなというふうに思っております。

以上です。

議長（佐藤孝悟君）

5番、真竈光幸議員。

5番（真竈光幸君）

終わります。

議長（佐藤孝悟君）

これで真竈光幸議員の質問を終わります。

暫時休憩といたします。

休憩 午後 2時10分

再開 午後 2時24分

議長（佐藤孝悟君）

それでは、再開をいたします。

通告2番、升沢博子議員、登壇質問願います。

7番、升沢博子議員。

7番（升沢博子君）

通告2番、升沢でございます。

それでは、通告をしておりました2点について質問を行います。1つ目でございます、新ガイドダンス施設建設計画と今後の町の取り組みについて。大きな2番目といたしまして、新しい総合事業（介護予防・日常生活支援総合事業）の取り組みと地域づくりについて。

まず1つ目でございます。町長と教育長にわけて質問しておりますので、最初のところは教育長への質問ということでお話ししたいと思います。

1つ目でございます。平泉の文化遺産が世界遺産に登録されて6年目を迎えようとしています。

4月に開業予定の道の駅と同時期に県が建設、オープン予定であったガイダンス施設が凍結となり、これが平成29年度から、県は新たな基本設計に着手するとしました。

このガイダンス施設建設に関しましては、町としても、それから議会としても要望を行ってまいりましたし、民間団体あるいはいろんなところで建設をしてほしいというような要望の声も多くあったところでございます。

それで、この建設、施設整備は、柳之御所遺跡の世界遺産拡張登録に向けた新たな一歩になると、今現在期待されておるところでございます。そこで、新ガイダンス施設の位置付けは、平泉文化全体を紹介し、各遺跡、史跡へと観光客を誘導する拠点だと理解しておりますが、県はどのような機能を持たせようとしているのか、具体的な提示はあったのでしょうか。

2番目といたしまして、平泉遺跡群調査整備指導委員会はどのような委員構成となっているのでしょうか。展示計画や機能の充実のために検討会や作業部会が持たれると思いますが、県の施設に平泉町の主張や意向がどの程度盛り込まれるのでしょうか。それによって町民の意識醸成が左右されます。町民を積極的に受け入れる取り組みは検討されているのでしょうか。

次に、4番目ですが、ガイダンス施設ができることで、今まで分散していた文化遺産展示施設が1つに集約されることになるが、平泉文化遺産センターは今後どのような位置付けと活用になるのでしょうか。

これまでが教育長への質問となっております。

次に、3番目に記入しております、ガイダンス施設ができることで、柳之御所周辺は今後、車の流れが大きく変わり、平泉町にとって道の駅も含めた観光資源として大きく活用できるエリアと考えます。道路など都市計画も勘案したまちづくりに、今後どのようなビジョンを持って臨むのでしょうか。

5番目となっておりますが、ハードとしてガイダンス施設は整うことになったが、ソフト面の構築はどうなるのでしょうか。登録後5年を経過したが、町民、研究者、行政が一体となって世界遺産の価値を共有する場がなかったのではないのでしょうか。遺産を守る、後世に伝えるために、その組織づくりが急務ではないのでしょうか。

この後半の2点につきましては町長に質問いたします。

次に、大きい2点目でございます。

新しい総合事業（介護予防・日常生活支援総合事業）の取り組みと地域づくりについて。

新しい総合事業として、地域の人的資源を活用した自主的な受け皿が求められています。生活支援サービス活動の枠組みづくりは、まさに地域づくり、まちづくりそのものであります。

そこで、地域のボランティア団体など、住民主体が担うサービスの提供は、対象者からニーズを把握し、実施について検討するとしていますが、今後の取り組みについて伺います。

2番目、今後の高齢化の加速、地域のつながりの弱体化などを見ると、保健センターの取り組みだけにとどまらず、町民福祉課、社会福祉協議会はもちろん、公民館、まちづくり推進課など、横断的な問題意識の共有がなければ住民主体の受け皿は簡単ではないと思います。高齢化社会に向けてその仕組みづくりが必要と思いますが、どうでしょうか。

以上の質問をよろしくお願ひいたします。

議長（佐藤孝悟君）

青木町長。

町長（青木幸保君）

それでは、升沢博子議員からのご質問にお答えをいたします。

1番の新ガイダンス施設建設設計画と今後の町の取り組みについてのご質問の、①と②と④については教育長から答弁いたさせます。私からは、③のガイダンス施設、道の駅エリアの今後のまちづくりのビジョンについて、⑤の町民、研究者、行政が一体となって世界遺産を共有し、守り、後世に伝える場の組織づくりについてのご質問にお答えをいたします。

はじめに、③のガイダンス施設の建設に関連して、道路などの都市計画も勘案したまちづくりに今後どのようなビジョンを持って臨むのかのご質問にお答えをいたします。

世界遺産ガイダンス施設が柳之御所遺跡周辺に建設されることは、議員ご指摘のとおり、新たな観光資源となるものであります。隣接されております道の駅平泉とともに、当町の大きな魅力の一つとなると確信いたしております。また、県によって整備されております中尊寺通りも近年に完成いたしますし、無量光院跡の整備も同様に完了いたします。平泉町都市計画マスタープランに記載しておりますが、世界文化遺産中尊寺と毛越寺に加え、東側に観光拠点を設けることによって、滞在時間を増やし、さらには町内を周遊する観光形態を現実になるものと考えております。これらが実現した折には、周遊する観光客に対して、官民が一体となってさらなるおもてなしに努めていく所存であります。

次に、⑤、町民、研究者、行政が一体となって世界遺産を共有し、守り、後世に伝える場の組織づくりについてのご質問にお答えをいたします。

県教育委員会では、ガイダンス施設などハード面の整備が先送りになる中で、ソフト面の事業を進める目的で、平成12年度から平泉文化フォーラムを毎年開催しております。一般向けに講演や、平泉関連資産の発掘調査報告や、平泉文化共同研究者による研究報告がなされてきました。長期にわたって取り組んでいる実績とともに、研究の蓄積があり、評価を得ております。

世界遺産にかかわっては、県、町を問わず、平泉世界遺産の日記念事業、各種シンポジウムや講演会を実施して、価値の共有化に努めております。

平泉町での遺産を守る、後世に伝えるための取り組みは、例えば児童生徒向けには、岩手大学平泉文化研究センターの協力を得て、平泉学の取り組みを進めております。また、民間では世界遺産推進協議会、ユネスコ協会、ガイドの会、NPOのみんなでつくる平泉など、活発な活動がされております。これらの住民と行政が一体となって、世界遺産の保存と活用を推進する機関として、平泉町世界遺産地域協議会があり、これらの連携を強めていくことが大切と考えております。

次に、2番の新しい総合事業（介護予防・日常生活支援総合事業）の取り組みと地域づくりについてのご質問の、①地域のボランティア団体など、住民主体が担うサービスの提供のニーズ把握についてのご質問にお答えをいたします。

新しい総合事業の訪問型サービスでありますサービスBにつきましては、住民主体の団体が高齢者の自宅を訪問し、調理、洗濯、買い物、ごみ出し等の生活支援サービスを行うものです。

高齢者総合相談センター平泉が平成28年7月に実施いたしました要支援1、2の方々を対象としたアンケート調査の結果を見ますと、7割の方がデイサービスを利用し、調理、掃除、洗濯などの訪問介護を利用している方は1割程度という利用状況となっております。

この調査結果を踏まえ、実際どの程度の方が訪問サービスの利用を希望しているのか、さらに、今後事業対象者となる方のニーズ把握とし、生活支援コーディネーターが地域のふれあいサロン等の活動に参加し、聞き取り調査をしております。

また、サービスの担い手につきましては、来年度、前期高齢者を対象に社会参加や社会貢献活動に関するアンケート調査を実施することとしておりますので、住民主体の担い手となる元気な高齢者の把握など、町内の団体等と協議しながら実施に向け取り組んでまいります。

次に、②住民主体の受け皿づくりの方法についてのご質問にお答えします。

地域包括ケアシステムは、地域の多様な支える力を集結させ、自主性や特性に応じてつくり上げていく必要があります。支え合いの体制づくりを整備することはまさに介護予防だけでなく、地域づくりそのものであります。そのため、生活支援、介護予防サービスの多様な関係主体が定期的な情報共有及び連携、協働により取り組みを推進する必要があります。いわゆる協議体を設置してネットワークを構築していく予定をしております。

具体的には、行政関係課、区長会、民生児童委員協議会、地域包括支援センター、社会福祉協議会、自宅介護支援事業所などが連携して協議を行っていく場を設けて進めていこうとするものですが、今後具体的な支援の枠組みや構成団体を検討しながら対応してまいります。

以上であります。

議長（佐藤孝悟君）

岩淵教育長。

教育長（岩淵実君）

新しいガイダンス施設建設計画についての3点にわたってのご質問にお答えいたします。

まず1点目の、県のガイダンス施設の機能についての考え方ということでございますが、今年の2月17日の平泉遺跡群調査整備指導委員会の中で、県教委からガイダンス施設整備に向けた方向性と基本コンセプト案が示されております。

この中では、ガイダンス施設の目指す姿として、世界遺産平泉と世界をつなぐ文化拠点というふうに掲げております。そして、その目指す姿を具体化するために、4つの機能として、1つ目は情報発信機能、2つ目は体験学習機能、3つ目は研究情報集積機能、4つ目は展示保存の機能というふうにしておるところであります。

情報発信機能は、平泉の文化遺産の価値を国内外へ情報発信し、また地域情報を発信するなどということでございます。体験学習機能は、体験を通じて歴史を体感する場を提供し、児童生徒の現地学習の総合案内ということでございます。研究情報集積機能は、発掘調査等新たな情報の集積、また研究成果集積等、保存展示機能は、2,000点を超える重要文化財の保存及び展示、ま

た遺跡公園の活用などでございます。特に世界遺産のガイダンスと重要文化財の保存及び展示が主たる部分を占めているというふうな計画概要でございます。

2点目の整備調査委員会の委員の方々の構成とその役割、そして平泉町の町民の主張や意向がどのように盛り込まれるかというふうなことでございますが、平泉遺跡群調査整備指導委員会の組織は、14名の委員から成っております。主に大学の教授等、文化財に関する専門家、有識者から成ります。平泉からは地元有識者2名が委員として入っております。

指導委員会は、平泉及び関連の遺跡群の調査研究、整備等に関する指導助言を得るため、平成15年度から現在の組織となっているところであります。これまで県への要望として、道の駅とガイダンス施設の一体整備について、世界遺産平泉のガイダンス施設と位置付け、早期建設を要望してきているところであります。また、今年1月にも町からの要望を県に伝えているところであります。広域に、奥州藤原氏関連について調査研究をしてほしいこと、道の駅とデザインや駐車場などを一体とした施設にしてほしいこと、運営に町民が参画できるようにしてほしいこと、文化遺産センターと機能分担をしてほしいことといった要望でございます。

指導委員会では、調査研究面を人的にも体制を整えて重点とするべき意見が出されております。今後の施設整備の進め方には、指導委員会で部会を設けて検討していく方向性であることから、町の意見も踏まえて議論されていけるよう進めてまいりたいと思っております。

次に、ガイダンス施設ができた後、現在の平泉文化遺産センターはどのような役割、位置付けになるかということでございますが、文化遺産センターは、暫定的なガイダンス施設としてリニューアルされています。現在は文化遺産の理念や価値の紹介をしております。これらは新ガイダンス施設に移行することになると思われまので、今後は新総合ガイダンス施設と役割を分担し、独自色を出していくことになるだろうと思っております。例えば、世界遺産としては、金鶏山のガイダンス、松尾芭蕉や義経など平泉に縁のある人物にスポットを当てた展示や、平泉の郷土史など、そしてホールは従来どおり文化活動の場であったり、世界遺産に関連した企画展などを行っていくことになろうかというふうに思います。

以上でございます。

議長（佐藤孝悟君）

7番、升沢博子議員。

7番（升沢博子君）

ありがとうございました。

まず、先に教育長のご答弁に対しまして再質問をやらせていただきます。

この新ガイダンス施設は県が建設するという事は存じているところではあります。ですが、やはり建設される場所は柳之御所の、道の駅の道路を挟んで、今現在の資料館の位置というふうに考えているようですので、これは平泉としてやはり、つくるのは県であっても、活用するのは平泉だという観点で質問をさせていただきたいと思っております。

1つ目ですが、これは新聞紙上でも出ておりましたが、示された4つの機能に加えて、考古学、宗教文献、美術史の研究者や県、市町村職員が協働連携して調査を行い、平泉研究を進めていく

研究機能が重要だと思いますが、こういった研究機能、これを加えるということについて町としてはどういうふうを考えているかということ。それから、平泉研究に関する資料、書籍、論文などを網羅した図書館機能、そういったところも、平泉としてはぜひ加えていただくようなことも言ってしかるべきだと思いますが、このことについてどういうお考えかを伺いたいと思います。

議長（佐藤孝悟君）

岩渕教育長。

教育長（岩渕実君）

1月に、町としてこのガイダンス施設についての希望というふうなことで、懇談会みたいな形で行ったわけですが、その中で町長は、施設に学芸員を配置し、県立研究所のように、そして平泉のみならず、広域の、いわゆる平泉は拡張登録を目指すものも含めれば、奥州から一関まで広い範囲であります。そういったようなものも包括するような、そういうセンターにしてほしいと。

例えば、そのネーミングをどうするか。平泉世界遺産センターとか、世界遺産センター平泉とか、柳之御所だけではないのだと、もっとすごく広い形で平泉というのは歴史的には価値のあるものがいっぱいある。そういうものをそこに来れば学べる、そしてそこでもって研究者がいて研究していただける。加えて、できれば年に、計画的に、例えばフォーラム的にとか、あるいはそういった成果を町民やいらした方々に広く発表していただける。そういうような場面もあれば大変いいのかなというふうなことであります。ですから、4つのその集積機能、集積だけではだめなのだ、研究もぜひこの場で、人がいて、そして続けていただいて、それを広く町民やいろんな来た方々にガイドしてほしいと、そんなふうに思っておりました。

議長（佐藤孝悟君）

7番、升沢博子議員。

7番（升沢博子君）

そういった要望をぜひ、出していただいているということで、いい方向に行っていきたいというふうに考えているところです。

そこに加えて、今教育長の答弁の中にもありましたけれども、そういった研究成果、そういったものがその今度建設されるガイダンス施設の中で、そういった研究成果などを報告、発表するホール的な、そういった施設といいますか、そういったところも本当に必要になってくるのではないかなと思いますが、いかがでしょうか。そして、先ほどの答弁の中に、今の文化遺産センターの中のホールは、町民にとってのいい形の小ホール的な機能であって、となると、やはり研究成果とかそういったものは、場所からいってもやはりガイダンス施設の中につくれば、あそこを中心に、広域にそういった研究する人たちが集まれる場所になるのではないかなというふうに考えます。

それから、もう1点は、柳之御所史跡公園に建設するとしてきた西の建物、東の建物の実現に向けて、ここについては将来的に建てるというようなことも聞いた記憶があるのですが、これを機に、やはりあそこ一帯を整備するということがいいチャンスではないかと思いますが、この2点についてお願いします。

議長（佐藤孝悟君）

岩淵教育長。

教育長（岩淵実君）

毎年一関と奥州と交互に、平泉文化フォーラムというのが開かれています。Zホールであり、一関文化センターです。ああいうところがあればいいなと私も思います。

ただ、今回の計画の中でどの程度の建物の規模、あるいは2階建てにするのか3階建てにするのか、あり得ないと思いますが、いうふうなもの、県の中では一定程度の財政等の縛り等もあるかもしれません。というふうなことです。願いとしては、例えば少し広い研修室で、並べれば200席とかそういうようなくらいで、みんなが発表を聞けるなどというふうな、あるいは、修学旅行に来た子ども達が1校が全部入って、そこで学芸員から説明を聞けるとか。そういうような場ができればいいなという、それは私も思いは同じでありますし、ぜひそういうふうなこともできるような部屋を、部屋と言っては大変小さくなってしまいますが、そんなふうになればいいなというふうに思っているところであります。

それから、柳之御所にあったであろう建物、2棟ぐらいは建てられるというか、ちゃんと研究もされているんだらうというふうに思いますが。ただ、今回のガイダンス施設の計画とはたぶん切り離して、それは次の段階とかというふうな形になるんだらうと思いますが、願いとしてはこれからも訴え続けていくというふうな。そういう形で、あそこが本当にいわば訪れる人のスタートラインというか、拠点として、そこから動き出すというふうな形になるようであればいいなというふうに思っているところであります。

議長（佐藤孝悟君）

7番、升沢博子議員。

7番（升沢博子君）

それでは、また2点について質問を加えたいのですが、1つは、先ほどもご答弁いただきました専門職の配置についてということで、今までやはり企画展とかそういったところで、説明をくださる学芸員の方がいらっしやらないということで、先ほどの答弁の中で、学芸員もぜひ人的配置もというふうに要望されておりますので、これについては強く要望していただきたいと思えますし、それから、今度新たに建設に向けての作業部会、小さい部会を設けるとすることも先ほど答弁ありましたが、その中にぜひ平泉の有識者、どなたになるかわかりませんが、ぜひ入れていただいて、平泉の意向を積極的に発信していただくことを望んでおります。

それから、期間でございますが、今これから基本設計、実施設計、そして躯体工事という形で進んでいくとは思いますが、今後の見通し、期間、そしてこれから先、登録10周年、そういったことも視野に入れながらどういった進め方をしていくのか、わかる範囲でお答えいただきたいと思います。

議長（佐藤孝悟君）

岩淵教育長。

教育長（岩淵実君）

平成29年と平成30年で基本設計、実施設計を進めるということのようであります。そして開館は、できれば10周年に間に合わせたいという。そういうような現段階での計画のようでございます。その辺までの情報は得ておりました。

それは今後要望してまいりたいというふうに思います。

議長（佐藤孝悟君）

7番、升沢博子議員。

7番（升沢博子君）

それから、これも要望していただいているようですが、運営体制についても、こういった形になるのかという。まだまだこれからの段階ではあるとは思いますが、やはり平泉という形できっちりかかわれるような運営体制を望むところですが、このことについてどうのお考えでしょうか。県はどのような計画になっているのかということをお聞きしたいと思います。

議長（佐藤孝悟君）

岩淵教育長。

教育長（岩淵実君）

県のほうではまだ固まっているところではないというふうなことで、3つの方法があるというふうに考えているようであります。直営か、指定管理か、その組み合わせかというふうなことで、今はこれから検討だと思います。そんなふうなことは聞いておりました。

議長（佐藤孝悟君）

7番、升沢博子議員。

7番（升沢博子君）

それから、平泉文化遺産センターが今後機能をわける形になるというふうなことになると思います。先ほども中に、郷土資料館的な、それから、あそこ一帯が金鶏山の史跡というところに含まれておりますし、花立廃寺という重要な史跡もある場所なのですけれども、そういったところも、やはり平泉を歩く形の訪れる人たちのためになるような、そういった整備方針、そういったことについてはどうお考えでしょうか。

議長（佐藤孝悟君）

及川平泉文化遺産センター所長。

平泉文化遺産センター所長（及川司君）

今ご指摘ありましたように、本当に金鶏山を中心とした場所に現在の文化遺産センターもござります。そういった史跡を含めた、あるいは世界遺産を含めた中で周遊することもできるような、そういった魅力づくりというのが、要素がいっぱいあると思います。花立廃寺もおっしゃったとおりですし、ほかにも瓜割清水とかですね、あるいは先ほども出ましたけれども照井堰もあるというようなことで、大変いろんな魅力ある要素がありますので、そういったものを混ぜ合わせながら、一体としてできるようなことを目指していければいいのかなというふうに考えております。

議長（佐藤孝悟君）

7番、升沢博子議員。

7 番（升沢博子君）

それでは、質問の中で、今度は町長ということですかね、これは。

これ3月4日の朝日新聞の中で、世界遺産生かす策をとということで記事が出ておまして、県は新たに平成29年度から新たな部を新設するというので、文化スポーツ部と、これは国体が終わって、そして東京オリンピックを見据えた形の、そういった部の創設だと思うのですが、この中で御所野遺跡の館長さんなんかもおっしゃっていることなのではございますけれども、それが今までのような教育委員会部局ではなく、そのここの記事の中にありますのは、世界遺産が登録になった後は、ここの文化スポーツ部の担当になるということなのではございますか。県教委から知事部局に移ることで、連携強化や柔軟な運営ができるようになる。世界遺産を生かした観光施策を文化スポーツ部と商工労働観光部で考えるなど、いろいろな事業展開ができるのではないかとというような、こういう記事が載っておりました。

そうしますと、このことで世界遺産平泉の取り扱い、あるいはガイダンスの建設がどういうふうになるのか、今わかる範囲でお答え願いたいと思います。

議長（佐藤孝悟君）

青木町長。

町長（青木幸保君）

そういう観点からのご質問ですけれども、基本的には、大きくガイダンス施設等に影響を与えるものではないと思いますが、ただ、1つ県が考えているのは、私が思うところでの発言にさせていただきますけれども、世界遺産とそうした、今回いわて国体をやられて、今後東京オリンピックも迎えるわけですので、こうした今回天皇杯であり皇后杯と、やっぱり第2位というのはまさに天皇杯、皇后杯を、岩手県にとってはこの震災の中、そして台風10号の影響の中でそういった成績を上げたというのは、まさに我が県にとっては天皇杯、皇后杯をとったに匹敵するぐらいの大変な重要な意義あることだというふうに思います。それを、今後地域の出てきますインバウンドも含めて、東北に向けた多くの観光客が迎え入れる、総合的に国もそれを今行動に移していただいておりますが、支援策に動いていただいておりますが、そういったことを全く切り離したのではなく、総合的に推進しようというあらわれだというふうに思っております。そのあらわれを、我が町としては当然、私としては意気込みを持ってそれを推進していくときだろうというふうに思っております。

先ほどのガイダンス施設にも、こういったこともあつたこともいろいろとご提案もいただきました。今、県とも町と教育委員会も一緒に入って、今の段階から協議させていただいた経過もあります。当然県の施設ではありますけれども、この地域平泉というのみならず、この地域一帯をやっぱり発信できる、そういう一つの大きな拠点になることに間違いはないと思いますし、なおかつそれを間違いないように、やっぱり地域としては連携を組み合わせながら進めてまいりたいという考えであります。

以上であります。

議長（佐藤孝悟君）

7 番、升沢博子議員。

7 番（升沢博子君）

ありがとうございます。

それでは、新たな、県のそういった新しい部ができて、その形で発展的な平泉の世界遺産もいろいろ発展していければいいのかなというふうに思っているのですが、もう一つ、平泉の文化遺産の活用の推進ということで、岩手県が新アクションプラン、平成27年から平成31年までの5年間の期間として策定されております。これは世界遺産登録を契機に、岩手県の入り口に位置する平泉町から、県内にその波及効果を広げる狙いと、柳之御所遺跡や奥州市、一関市の関連資産の追加登録を官民挙げて取り組むことを目標にしたプランだと思っております。

翻って、平泉町は登録から6年目となっておりますが、いまだに町として、住民と行政が文化遺産の価値を共有し、保存継承していくための計画としてのものはつくられているのかどうか。そのことについて伺いたいと思います。

ちょっと1つ、今ここに、これは平成19年に平泉町世界遺産地域協議会ということでつくられました。この平成19年6月、そして平成22年施行ということで、これに従って構成資産の保存及び活用に関する総合調整、そういった構成資産に関する関連施策、こういった協議会の役目ということで進めてきたわけでありますが、これの協議会の今の位置づけと伺いますか、年に何回ぐらいこういう協議会を開いているのか。内容、事業、そこをちょっとお尋ねします。

議長（佐藤孝悟君）

及川平泉文化遺産センター所長。

平泉文化遺産センター所長（及川司君）

平泉町の世界遺産地域協議会でよろしいでしょうか。

平泉町世界遺産地域協議会は、年に1回開催してございます。協議会の会長は町長でありまして、観光あるいは商工関係団体の代表の方とか、それから住民団体の方とか、あるいは岩手県の職員、それから平泉町の役場の課長たちが出席しまして開いているところでございます。大体年に1回開いております。よろしいでしょうか。

議長（佐藤孝悟君）

7 番、升沢博子議員。

7 番（升沢博子君）

その協議内容についてお伺いします。

議長（佐藤孝悟君）

及川平泉文化遺産センター所長。

平泉文化遺産センター所長（及川司君）

協議の内容は、世界遺産になりました平泉の文化遺産の保存活用に関して総合調整ということになりますが、いずれ情報を共有しまして、それぞれ実際にやっていることとお話ししながら、それでお互いに意見交換しながらですね、全体的な平泉町として、住民と合わせた形で、行政と合わせた形で進めていける、そういったところをつくっていく中身となっております。

議長（佐藤孝悟君）

7番、升沢博子議員。

7番（升沢博子君）

もう一つ、推進協議会というものがございます。これが民間の団体ということで設定されておりますか、これでよろしいのでしょうか。事務局はどちらになっているか。

議長（佐藤孝悟君）

及川平泉文化遺産センター所長。

平泉文化遺産センター所長（及川司君）

推進協議会は、やはり民間の団体でございます。事務局は私たちの平泉町世界遺産推進室が事務局となっております。活動内容につきましては、推進するための基金の造成、そちらのほうのこと、それから、普及啓発活動にかかわりまして、会員がいらっしゃるわけですが、会員の研修というような形、そういったことで活動をされております。

議長（佐藤孝悟君）

7番、升沢博子議員。

7番（升沢博子君）

先ほどもちょっと申し上げたのですが、世界遺産登録になった時点で、そういった形のその保存、それから活用推進を目的にした、そういった計画的なものについて、ちょっと私も見てみたら、ないのではないかと思うのですが、ほかの自治体を調べてみたところ、これは大きな地域だからなのでしょうけれども、富士山、富士宮市、そういったところでの富士宮市行動計画ということをつくりまして、その中で保存、基本方針、そういったところの組織をつくっていると。そこにのっとなって、市民あるいは関係団体が共通した活動をそれに基づいて行っていると。そこが、平泉はあるのだろうかということをお聞きしたいと思います。

議長（佐藤孝悟君）

及川平泉文化遺産センター所長。

平泉文化遺産センター所長（及川司君）

そういった取り組みの組織等々につきましては、なかなか統一したものということがないかとは思いますが。それぞれに一生懸命、各団体等で、組織で行っていらっしゃるわけですが、それを全体に統括するような、そういったものというのはなかなかございませんで、現在では県の中で言いますと、県の世界遺産連携推進実行委員会がいろいろな世界遺産の日のシンポジウムとかそういったものもやっているわけですが、それだけではなくて、いろんな部分の行政と住民と、あるいは研究者という意味で全体で一緒に歩調を合わせてというところになると、なかなかないというのが実態かもしれません。むしろより小さい、平泉の町の中の形として連携を深めていくということが一番現実的ではないかなというふうに考えます。

議長（佐藤孝悟君）

7番、升沢博子議員。

7番（升沢博子君）

非常に強く感じているところなのですが、何を指針として平泉の中で世界遺産推進の活動をするための、そういったよりどころがないのではないかと。そして、これちょっと言いにくいことなのですけれども、去年の11月の世界遺産サミット行われましたけれども、学習サミットですね、やはりその中で、ユネスコやら、答弁の中にもありましたが、そういった団体が常日ごろ非常に頑張って活動はしているのですが、そういった大きな事業をするときにうまく連携がとれないというところをちょっと感じたところがあります。やはりそれは、世界遺産登録を契機として一つの計画というか、もちろん後期総合計画の中でも一応うたわれておりますけれども、なかなかそこがはっきり具体的に見えてこないということを非常に強く感じております。今後、これを契機に、やはりそういった中心になるものをぜひつくっていただければというふうに考えております。

それでは、次の質問に移らせていただきます。

新しい総合事業、これは介護保険法の改正によりまして、要支援1と2の軽度の高齢者を地域で支えるという、支え合いについてという取り組みでございまして、同僚議員も先ほど詳しく質問しておりましたので、私のところでは、タイトルが総合事業の取り組みと地域づくりについてということでお伺いしたいと思います。

この取り組みを今喫緊にやらなければいけないということで、担当課の答弁にもありましたように、ニーズを把握して、そして地域で取り組んでいくということのご答弁はいただいているところなのですが、やはりですね、私の最初の質問の中にも書きましたけれども、今後横断的といいますか、保健センターだけでこれを抱えるというのは非常に無理があるのではないかとというふうに思いますし、今地域コーディネーターという方が平成28年度から配置されまして、非常にいい動きを、生活支援コーディネーターですね、平成28年度から新たに配置されております。各地域のふれあいサロン、百歳体操など、介護予防事業で本当に頑張っているというところですよ。

その役割は、地域の生活支援ニーズに対応する地域支援の組み合わせを行い、多様なサービス提供を行うとなっておりますが、何となくわかりにくく、活動指針がちょっと定まっていないように見えます。非常にいい動きをしていただいているのですけれども、これが全体、各行政区ごとにこういった役割の方がいらっしゃれば全く違うのではないかなというふうにも思いますし、今後この、今現在は平泉町に1名となっておりますけれども、この任命に関しては広域行政組合ということで1名配置となっておりますが、今後平泉としてこういった役割をする人を増やすという考えはないか、伺いたいと思います。

議長（佐藤孝悟君）

高橋保健センター所長。

保健センター所長（高橋和夫君）

議員おっしゃられたとおり、生活支援コーディネーターは広域行政組合からの派遣というか、町でも任命しておりますけれども、そういう形になっておりまして、現在平泉町と、あと一関は2名ということで、一関的にはもっともっとエリアがあるので、本来、来年は若干増えるようですが、いずれ平泉はまだ恵まれているというか、まず1人でもいらっしゃるといのは恵まれているかなとは思っておりますが、いずれ後は東とか、そちらの充実というのも行政組合では考

えているようですけれども、町内でさらに増やしていくという、今のところの考えはないように聞いております。

議長（佐藤孝悟君）

7番、升沢博子議員。

7番（升沢博子君）

先ほどの町長の答弁の中にもありましたが、協議体ですね、地域共同体といいますか、そういった受け皿がやはり、そこが担っていくんだということなのですけれども、特に今、各地域、平泉でも各行政区ごとのそういった単位がなかなか維持できないという、盛んな地域もあれば、ちょっとなかなか難しいという地域もあるやに聞いております。

それで、一番やっぱり、この質問の中にも入れておりますように、こういうところを担うということは、やはり地域づくりといいますか、そういったところが一番の先決なのではないかなというふうに考えるわけです。そうしますと、やはり公民館単位、そこのところで、高齢者を支えるというような狭い単位、そういったところが一番動きやすい単位ではないかというふうに考えるわけです。

その地域のことはその地域の人が一番よくわかっていると。それで、町長も申しているように、やっぱり一律にどこにでも当てはめる形のものというのはなかなか難しいのではないかと。そういったときに、やはり地域を元気にするために、その一つの公民館単位を元気にするような、そういった方策から考えていくのが一番の近道ではないのかなというふうに考えるのですが、このことについてどうお考えか、お伺いしたいと思います。

議長（佐藤孝悟君）

青木町長。

町長（青木幸保君）

議員おっしゃるとおり、やはり地域の元気は町の元気になります。また、町の元気はさらに地域の元気というように、お互いにやっぱり助けたり助けられたりという、知恵を出したり出し合ったりという場面で、地域との連携ができてくるものだというふうに思っております。

もちろんこれはどちらが先かということではなく、一体となってやらなくてはならない。先ほど議員おっしゃったのは、公民館単位ということをおっしゃいましたが、いずれ私が前段で真筆議員の質問にお答えしたのは、行政区が、公民館単位といいますと21公民館のことをお話しているというふうに察するわけですが、むしろそれ以上にですね、公民館が1つしかなくても、もっと必要な場面もあると思います。特に大きな行政区はという例題を出して、先ほどお話しさせていただきましたが、そういう地域は同じ行政区内でも、同じ公民館単位でも、2つではなく3つの地域があったり、また小さな集落であっても、うちのほうは沢を隔てている関係上、やっぱり2つでないといけないという、そういった地域もあると思います。

先ほどの質問にも、また今の升沢議員の質問にもありましたが、やはりうちのほうでは無理かもしれないという、おらほではああいう形はできないよなというようなお話を伺うこともありますが、しかしですね、間違いなく高齢化の率は上がるわけですから、その現実を見据えたときに、

これはうちのほうでできないから町でやれと言われてもですね、正直言って物理的に大変厳しいところがあると思います。

だからこそ、今だからこそ、そういう社会に向けて皆様方の知恵もおかりしながら、うちの地域ではこういうふうにやろうではないかということ、やっぱり区長、そして民生委員、そして保健推進員であったり、そういった方々を含め、ある行政区では班長さん方も集まって、そして町でどうしてくれるのやということよりも、自分たちが自分たちの地域だものを、どうやったらみんなが安心して暮らせる方法を、まず夢でもいいから理想を語ろうということで語って、そして、では一つ一つできることからやろうと始まった地域もあるというふうに伺っております。というように、どの地域もですね、うちのほうではできないでなく、やっぱりやらなくては、自分も含めて自分が元気なうちはやっぱり地域に対していろいろ奉仕する。そして自分が面倒見てもらわなくてはならなくなれば、自信を持って面倒見てもらおう。そういう総合的なそういうシステムを今後つくるのが、今、町として大変急務なことだというふうに捉えております。

その中にはさまざまな課題が当然出てきます。そういった中で、行政としてどう支援していくのか、そのためにはまた地域の力を借りなければならない場合は、では、ここは地域でもこういうことには力を貸してくれというような、やっぱり具体的なことをやっていかないと、なかなか議論は進んでこないのだろうというふうに思っておりますので、議論をいずれは、いずれはというより現場に移して、今後も推進していく所存でありますので、どうぞご理解のほどを賜りたいと思います。

議長（佐藤孝悟君）

7番、升沢博子議員。

7番（升沢博子君）

ありがとうございます。

この自治意識といいますか、自治会という、自分たちの地域のことは自分たちで決めるんだと、その意識がやはり難しいけれども大事なところかなと思いつつ、私も地元の区でも、使えるところはいっぱいあるから要らないんだと言われつつも、公民館をつくらうという動きを今やっております。その中で、やはり高齢者が集まってきやすいところ、そこを用意しようと。少しお金がかかっても、集まれるところで、そして子ども達も来れるところ、そういったところをみんなで1年、2年かけてやっていっております。だから、そこの自分たちの自治意識が、その1年、2年かけて育ってきたということが、私はとても非常にうれしいなと思いつつ、それがもし失敗したら失敗に、建設もできないかもしれない、お金がもちろんいっぱいかかりますし。でも、そこまでみんなで、では自分たちで何とかしようというふうに考えたことが、これは貴重な一歩になるのではないかなというふうに思っています。

なので、一関の市民センター化というのをちょっといろいろ見る聞くにつけて、旧一関市と東磐井のほうの、もともと協議会があった地域が、やはり自分たちでとなったときに、結構東のほうで協議会がセンター化として移行していったという、そういった意識の問題なのかもしれませんが、いずれ平泉もそういう意味では、本当にそういう将来的に考えなければいけないことになるので

はないかなと思いながら、町長の言葉をかみしめたところでございます。

以上、これで私の質問を終わります。ありがとうございました。

議長（佐藤孝悟君）

これで升沢博子議員の質問を終わります。

暫時休憩といたします。

休憩 午後 3時24分

再開 午後 3時39分

議長（佐藤孝悟君）

再開いたします。

通告3番、氷室裕史議員、登壇質問願います。

1番、氷室裕史議員。

1 番（氷室裕史君）

通告番号3番、氷室裕史です。

今回の一般質問は大きくわけて2つあります。1つ目は、平泉町消防団の待遇について、2つ目は、平泉町婦人消防協力隊の現状並びに処遇についてであります。昨年の定例会9月会議の一般質問におきましても、平泉町消防団に関して取り上げさせていただきましたが、その平泉町消防団の主に待遇に関して質問させていただきます。

前段といたしまして、平成25年12月の臨時国会において、全21条から成り、それぞれにおいて基本理念や消防団員の処遇に関して明記した、消防団を中核とした地域防災力の充実強化に関する法律が成立し、国も地域防災に関し多大な関心を寄せ、注力し始めたと考えられます。

この消防団を中核とした地域防災力の充実強化に関する法律に関し、日本消防協会も、東日本大震災の教訓を踏まえ、消防団を将来にわたり欠くことのできない代替性のない存在として位置付け、装備の改善、団員確保等を進めるとともに、地域防災力の充実強化を図るもので、我が国の消防においては画期的な意味を持つ法律であり、これからあり得るさまざまな災害、事故に対処する体制の整備として重要なもので、この法律の趣旨の実現に向け、関係者一同力を合わせてまいらなければならないと考えているとの見解を示しております。

私自身も消防団を中核とした地域防災力の充実強化に関する法律を拝読し、今後の平泉町の消防団のあり方に資するものにしなければならないと考えております。

また、平泉町の婦人消防協力隊の現状並びに処遇についても、先ほど申し上げました消防団を中核とした地域防災力の充実強化に関する法律の19条において、「国及び地方公共団体は、自主防災組織及び女性防火クラブ等に対し、教育訓練を受ける機会の充実、標準的な教育訓練の課程の作成、教育訓練に関する情報の提供その他必要な援助を行うものとする。」と明記されています。平泉町においては婦人消防協力隊が自主防災組織の一つとして活躍しておりますが、その婦人消防協力隊の現状についてもお伺いしたいと思います。

それでは、今回の一般質問に移らさせていただきます。

まず1点目は、過去5年間における平泉町消防団の災害における出動延べ回数と出動延べ団員数の推移はどうなっているか。

2点目は、昨年の藤原まつり警備、水かけ神輿警備、大文字送り火の事前散水及び警戒、それぞれの出動延べ団員数はどの程度であったか。

3点目は、消防団を中核とした地域防災力の充実強化に関する法律の特に11条の3項、そして13条に関して、平泉町としてどのような考えを持っているのか。消防団の待遇についての質問は以上3点です。

続きまして、平泉町婦人消防協力隊の現状並びに処遇について、2点ほどお伺いいたします。

1点目は、平泉町の婦人消防協力隊の人数の推移と平均年齢並びに最高齢について何うとともに、その現状をどう捉えているか。

2点目は、平泉町として婦人消防協力隊に対しどのような助成を行っているか。以上2点についてお伺いいたします。

議長（佐藤孝悟君）

青木町長。

町長（青木幸保君）

氷室裕史議員からのご質問にお答えいたします。

1番の平泉町消防団員の待遇についてのご質問の（1）過去5年間における消防団の災害における出動延べ回数、出動延べ団員数の推移についてのご質問にお答えをいたします。

消防団の災害時における出動延べ回数と団員数でございますが、火災、災害における過去5年間での出動回数は延べ29回で、出動団員数は延べ1,343人となっております。平均しますと、年間で出動回数は5.8回、出動人員は268.6人であります。

こうした状況を踏まえまして、引き続き平泉分署の協力を得ながら、火災予防等の啓発活動に努め、また規律訓練、消防ポンプ操法訓練などを継続的に行い、消防防災活動の充実に努めてまいります。

次に、（2）の昨年の藤原まつり警備、水かけ神輿警備、大文字送り火の事前散水及び警戒の際の、それぞれの出動延べ団員数についてのご質問にお答えをいたします。

藤原まつり、水かけ神輿、大文字送り火の警備への消防団員の出動人員ですが、昨年は延べ人数で、藤原まつりは184名、水かけ神輿は46名、大文字警備には80名となっております。どの行事につきましても町の重要な行事でありまして、例年消防団を含めまして関係機関、団体の協力を得て実施しております。今後も行事の円滑な実施のためご協力いただきたいと思いますと考えております。

次に、（3）消防団を中核とした地域防災力の充実強化に関する法律第11条の3、第13条に関してどのような考えを持っているのかについてのご質問にお答えをいたします。

消防団を中核とした地域防災力の充実強化に関する法律の第11条第3項における事業者の協力についてであります。本町におきましては、平泉町消防団協力事業所表示制度実施要綱に基づきまして、町内の1事業所を消防団協力事業所として認定し、地域の消防防災活動への機運醸成、

消防団活動への協力を得ております。

法律の中では、財政上または税制上の措置等必要な措置を講ずるよう努めるものとあり、事業所への支援策については、各自治体の取り組み状況などを参考にして検討してまいります。

同法第13条につきましては、消防団の処遇改善の規定であります。本町におきましても、規定に沿いまして報酬手当を支出しておるところであります。また、本議会において本部、本団、部長級、分団長及び副分団長の階級について、年額報酬を引き上げる内容の条例案を提出しております。これにつきまして、県内の他市町村の報酬額、また本法律の趣旨に沿った消防団員の処遇改善が必要との検討を行いまして、引き上げるものであります。引き続き、消防団活動の円滑な実施を図るため、所要の改善、体制整備に努めてまいります。

次に、2番の婦人消防協力隊の現状並びに処遇についてのご質問の(1)、婦人消防協力隊の人数の推移と平均年齢及び最高齢、またその現状についてのご質問にお答えします。

平泉町婦人消防協力隊につきましては、隊員の人数につきましては、平成28年4月1日現在230人となっております。ここ数年は隊員数は230人前後の人数で推移している状況であります。また、隊員の平均年齢につきましては53.4歳、最高齢の方は73歳となっております。

婦人消防協力隊員につきましても、隊員の確保は重要な課題となっております。婦人消防協力隊の幹部会を通して、各分隊の実情把握に努めまして、隊員の確保を図ってまいります。

次に、(2)婦人消防協力隊に対しどのような助成を行っているかについてのご質問にお答えします。

婦人消防協力隊の助成につきましては、年額36万5,000円の補助金を支出しまして、活動の支援を行っております。主な活動は、規律訓練、文化財防火訓練への参加があり、その他幹部研修、地域での火災予防活動、自主防災会との合同訓練など、多岐にわたり活動をいただいております。

こうした訓練等を継続的に行いまして、地域の防災力の向上に努めてまいります。また、一関市消防本部主催の消防防災セミナー指導者養成講座へ積極的参加を促すなど、研修の機会を増やして資質向上にも努めてまいります。

以上であります。

議長（佐藤孝悟君）

1番、氷室裕史議員。

1番（氷室裕史君）

それでは、まず消防団の待遇について再度質問をさせていただきますが、その前に、実は今年の1月末に初任消防団員研修会というものが千厩で催されまして、私自身も同じ平泉町の初任消防団員の仲間とともに参加してまいりました。そこで一関市の同じ消防団員の方と話す機会がありまして、その中で、平泉町は行事も多いし、一つ一つのその行事の知名度も高く、平泉町の消防団員は本当に普段から気を張りっ放しで大変なのではないのですかねと言葉をかけられまして、実際そういうふうな声をかけられて、ほかの自治体の消防団員から見ると、平泉町の消防団というのは、そういう意味でも注目されている存在ではないかなと感じました。

先ほどの町長の答弁にありましたように、平泉町消防団は災害のみならず、町の各行事におい

ても、本当にさまざまな形で尽力しております。特に藤原まつりは、県内のみならず国内至るところから多くの方においていただいております。そのような行事ですので、家族で参加したいと思っている平泉町の消防団員も少なからずいるかもしれませんが、平泉町の行事を、一大行事です、本当に。一大行事を成功させるために、消防団員としての活動を優先している団員も実際にはいるのではないのでしょうか。

平泉町消防団の報酬に関して、先ほどの答弁の中で、本団部長級、分団長、そして副分団長の階級については年額報酬を引き上げる条例を提出しているとの答弁をいただきましたが、そこになぜ普通の団員と違いますか、一般の団員の年額報酬の引き上げが盛り込まれていないかについてお伺いしたいと思います。先ほども申し上げましたが、平泉町の消防団の団員は町外からも注目される数多くの行事へ、それこそ休日返上で協力しておりますので、そのあたりも斟酌していただければと思います。

続きまして、もう1点は、消防団を中核とした地域防災力の充実強化に関する法律の第11条第3項にある事業者の協力について、先ほどの答弁の中で町内の1事業者を消防団協力事業所に認定しているとありましたが、答弁の中では特に具体的な優遇措置というのは挙げられませんでした。現状では協力事業所に対し、特に優遇措置はとられていないという認識でよろしいのでしょうか。

質問をまとめますと、1点目が、なぜ今回の条例に団員の年額報酬の引き上げが盛り込まれなかったか。もう1点が、消防協力事業所に認定されてもその事業所には現状で優遇措置は特になのか、以上2点についてお伺いいたします。

議長（佐藤孝悟君）

岩淵総務課長。

総務課長（岩淵毅志君）

まず1点目の、消防団員の報酬の引き上げに関してのご質問でございます。

今回につきましてはご指摘のとおり、消防団の本団の本部長、それから副本部長との報酬の引き上げをしたところでございます。これにつきましては、引き上げに際しまして、庁舎内で行います関係課の課長等によります会議を開きまして、その中で、県内の消防団員、町村です、県内の町村の消防団の同じような報酬を見比べまして、その中で今回改正いたします本部長並びに副本部長につきましては、平均の額よりも下回っていた状況にございましたので、今回の特別職の報酬の改正で引き上げる措置をとらせていただくものでございます。その他の職につきましては、平均または平均以上、すごく多額に差があるわけではございませんけれども、平均並びに平均以上というふうになっておりますので、今回は本部長と副本部長に限らせていただいたものでございます。

それから、その他につきましても、当町、特にも出動回数が多いというご指摘でございます。これはそのとおりでございます。平泉、観光地という観点から、かなりのイベント回数もございまして、その都度出動いただいております。それに対しましては出動手当というものがございしますので、その出動手当をもって充てさせていただいているというふうなところでございますので、

ご理解をいただければというふうに思います。

それから、協力事業所への優遇措置でございます。これにつきましては、協力していただいた事業所さん、平泉町で今現在1社でございますけれども、その点につきましては、例えば具体的に申し上げれば、建設業を営んでいる方でございますので、例えばその際の指名要件ですね。指名要件にかかわってくるポイントというものがございます。それぞれ加算ポイント等がございますので、そのポイント、特にも県とか国につきましては、そのポイントによりまして受注できる範囲の工事の規模が違ってくるようでございますので、それらのポイントに加算されまして、それに合ったような形の受注できる可能性が増えてくるというような内容が、その優遇措置にあたるものではないかなというふうに考えているところでございます。

以上でございます。

議長（佐藤孝悟君）

1番、氷室裕史議員。

1番（氷室裕史君）

まず、団員の報酬に関して、今課長の答弁にもございましたが、ほかの県内の町村と比べて、平泉町、平均しますと報酬は低くないということももちろん重々承知しておりますし、ただ、今お話にはありませんでしたが、恐らく平泉町の財政上の問題というものもあると思いますが、平泉町の消防団員というのは本当に注目される、本当に行事への協力する機会が多いということを本当に斟酌していただければと思っております。

これに関しまして、団員の報酬、例えば全国的に見ますと必ずしもその報酬というのは、手当という形ではなく、例えば消防団のみが使える商品券、町内の活性化と消防団員の確保、両方を目指したプレミアムチケットなどを配布するといった制度もございますが、そういった方策の検討とかをしていただけるのかも伺いたいと思います。

それと、協力事業所への優遇措置、今、建設業の指名要件の話がありましたが、仮に建設業ではないところが協力事業所として名乗りを上げたときに、何か具体的な協力事業所としての優遇措置というのを考えていらしたら伺いたします。

議長（佐藤孝悟君）

岩淵総務課長。

総務課長（岩淵毅志君）

その消防団員への報酬の、見返りとしてのプレミアムチケット、商品券等というようなことのご提案でございますけれども、いずれできれば、やっぱり報酬という中で検討をしていくのが望ましいのかなとは思っております。その辺につきましては再度、今回につきましては、いずれ県内の町村というような形の比較もさせていただきましたけれども、全国等も見比べながら、今後の検討材料ということでさせていただければというふうに思っております。

それから、建設業以外の優遇措置ということではございますけれども、いずれ、まだその具体的な事業所さん等からの申し出等がございませんというふうなこともありますので、今後それも含めながら検討ということさせていただければというふうに思っております。

以上でございます。

議長（佐藤孝悟君）

1 番、氷室裕史議員。

1 番（氷室裕史君）

協力事業所の答弁に関しまして、参考程度にですが、全国いろいろな自治体ありますが、例えば2014年8月18日の日経新聞に記載されてありましたが、全国の自治体で消防団協力事業所に対する優遇措置の一部が掲載されておりましたので、ここでちょっと紹介したいと思います。

例えば、隣の秋田県能代市では、消防団員を抱えている事業所に対し、1人につき年1万円の報償金を支給。新潟県糸魚川市、消防団協力事業所の市広報紙への企業広告を無料掲載。このほかにも、各自治体によってさまざまな優遇措置がとられています。

今、ほかの自治体の優遇措置を例示いたしましたが、こういったことも考えながら、ぜひ町のほうにも優遇措置というものを考えていただければと思います。

本当に平泉町の消防団というのは災害だけではなく、平泉町の各行事を裏から、裏方でありながらも屋台骨であると私は考えております。団員の報酬、そして協力事業所の優遇措置は、まだ平泉町は直面してはおりませんが、いずれ訪れる団員不足を防ぐ一つの手立てになると確信しておりますので、ぜひ対応を考えていただければと思います。

消防団の待遇についての質問は以上であります。

引き続き、平泉町の婦人消防協力隊の現状並びに処遇について、再度質問させていただきます。

先ほど町からの助成は、婦人消防協力隊全体に対して年額36万5,000円であるとの答弁をいただきました。また、最高齢、婦人消防協力隊の最高齢の方が73歳ということで、私が今36歳なので、本当に倍以上、人生経験を積んでいる方が消防婦人協力隊として活躍しているというのをちょっと驚きましたけれども、もちろん73歳といいますが、同僚議員でも73歳の先輩がいらっしゃいます。その方はもうとても元気ですし、いろいろな73歳がいらっしゃると思いますが、一般的に73歳となるとだいぶ足腰が苦しくなるかとか、そういう方だと思いますので、高齢化に対する考えも少し町で考えていただければと思っております。

また、先ほど答弁にありました、セミナーの参加や研修機会の増加による資質向上も重要で、もちろんそうですけれども、ただ、私はこの消防団を中核とした地域防災力の充実強化に関する法律の19条の文末にあります、その他必要な援助を行うものとするという文言について考えております。

例えば今年の出初式ありましたが、出初式では本当に朝早くから家をあげ、家事もほどほどに、寒い中何時間も整列して、終盤では体調を崩して倒れたり、座り込んだりする方も見受けられました。帰宅後に体調を崩してしばらく寝込んでしまったという話も聞いております。そういう方々への手厚い助成なしに今後の婦人消防協力隊の隊員増加はなかなか望めないと考えられますが、婦人消防協力隊への現状の助成のほかにも、何か腹案などがございましたら明示していただければと思いますが、いかがでしょうか。

議長（佐藤孝悟君）

岩淵総務課長。

総務課長（岩淵毅志君）

現規定の中では、婦人消防協力隊はボランティア組織でございますので、条例や規則に基づく対応というのはなかなか難しいという現状がございます。その中でもし、もしですよ、可能であれば、予算等の措置も必要になるわけでございますけれども、現物的な形の中の支給品、例えば災害時に役立つ手袋ですとか、あとは例えば長靴ですとかというようなことがあるのかなというふうに思っております。いずれその辺につきましては、実際に予算措置も必要となりますし、または協力隊の方々の意見等も聞きながらということで、今後検討の余地はあるものかなというふうに思っております。

以上でございます。

議長（佐藤孝悟君）

1 番、氷室裕史議員。

1 番（氷室裕史君）

何かと検討していただければと考えております。特に今課長の答弁にありましたように、各分隊の現状把握から現場の生の声を拾い上げて、そこから何か助成策や隊員確保の打開策を検討していただければと思います。

特に消防団に対する助成というのは、多くの自治体でさまざまな試みがなされておりますが、婦人消防協力隊に対する助成を手厚く行っている自治体というのは、全国でも本当に数えるほどです。平泉町がその先駆けというか、先駆者の一つになれるよう、何かしらの助成策を考えていただければと考えております。

最後になりますが、消防団、婦人消防協力隊を含めた地域防災組織は、防災に関してはもちろん、さらには、地域同士、地域内のつながりを密にできる重要な地域コミュニティーの一つだと考えております。平泉町もその重要な地域コミュニティーを継続していくためにも、何らかの策を前向きにこれから講じていただければと考えております。

以上で一般質問を終了といたします。

議長（佐藤孝悟君）

これで氷室裕史議員の質問を終わります。

このままの形で暫時休憩します。

休憩 午後 4 時 0 7 分

再開 午後 4 時 0 7 分

議長（佐藤孝悟君）

それでは再開します。

通告 4 番、寺崎敏子議員、登壇質問願います。

11 番、寺崎敏子議員。

1 1 番（寺崎敏子君）

それでは、一般質問、最終になりました。皆さんだいぶお疲れになってきているのではないかなと思いますので、早く切り上げて、いい答弁をいただいて終わりにしたいなという心境でございます。

通告4番、寺崎敏子でございます。

国も地方も少子化対策に取り組み、予算面でも以前よりは施設とか人的環境が考慮されてきているなというふうに思われます。しかし、現代社会の現状の対応は個々の対応の傾向にあり、問題解決が大変難しい現実であるということも感じております。その難しい現実を、早期の支援対策について、平泉町でも考えていただきたいということで、ここで5つについて教育長と町長にお伺いしたいと思います。

まず1点目でございます。情報メディアの対策についてであります。

現代社会の中で、子ども達はメディアによる身体的被害が問題となっている。これは全国的な問題です。子どもだけではないのではないかなというふうには思っておりますが、当町での取り組み状況は、その取り組み状況とその対策はどうなっていますか。

2点目でございます。教育振興運動の推進についてであります。

この教育振興運動は、岩手県の独自であり、社会教育の柱として歴史ある運動であり、子育ての情報や学習の機会を提供し、地域づくりを続けている。これはだいぶ前から、本当に岩手の独特の運動でありまして、なかなかこれも地味な活動でありまして、成果も見え隠れするということでございますが、その効果がなかなかはっきり見えるものではないのでしょうかけれども、地域の中でやっている先進的なところとか、そういうところも含めながら、その状況を踏まえ、今年度の具体的な推進方策はどうですかということでございます。

3点目、スポーツ少年団と中学校の部活動についてであります。

指導者の確保や練習時間等について委員会はどうか指導されていますか。また中学校の部活動の顧問は、全国的な問題となっているが、中学校教諭の過重負担となり、身体的、精神的な疲労で学校運営に支障が発生していないかどうか、教育委員会の指導はどうなっていますかということです。

4点目、社会教育施設の検討についてであります。

昨年の9月から3回にわたって、町民の方々と懇談会をして検討委員会を開いていたようでございますが、実施されたが、その内容を教育委員会と協議されていたのかどうかということを町長に伺いたいと思います。

5点目でございます。総合教育会議について。

この総合教育会議は、地方教育行政の制度改革により、当町でも国の教育の基本的な方針を参考にし、その地域の実情に応じた町の教育、学術、文化の振興に関する総合的な施策、大綱、を昨年4月に町長は策定されました。策定に関する協議や事務調整を行うための総合教育会議を設置されました。

そこで、以前にも私も質問しましたが、再度この会議のあり方について町長に伺いたいと思

ます。4点あります。

会議の具体的な開催方法は、協議調整内容の提案は、それから会議の構成委員はどうなっていますか。4番です。協議内容は各課と連携の必要性を考えます。もちろんそのための教育会議だと思います。子ども家庭課となるように子どもを中心とした行政の課、窓口を設置していただくと、担当課の設置の考えはあるかどうかということをお伺いしたいと思います。

以上、明快なご答弁をいただきたいと思います。

議長（佐藤孝悟君）

青木町長。

町長（青木幸保君）

寺崎敏子議員からのご質問にお答えをいたします。

1番の子育て環境対策についてのご質問の（1）情報メディア対策について、（2）教育振興運動の推進について、（3）スポーツ少年団、中学校の部活動についてにつきましては、教育長から答弁をさせますので、お願いいたしたいと思います。

私からは、（4）社会教育施設の検討について、（5）総合教育会議についてのご質問にお答えをいたします。

はじめに、社会教育施設の検討につきましては、社会教育施設のあり方に関する懇談会を今年の10月から11月にかけて3回開催したところでありますが、その開催にあたり、まず9月に、教育委員会事務局と施設の現状などについて協議し、認識を共有した上で懇談会に臨んだほか、3回の懇談会それぞれの開催前と開催後に協議の場を設け、共通認識を持ち、教育長と関係職員にもともに懇談会に参加いただいたところであります。また、現在進めている社会教育施設の整備方針案の作成にあたりましても、協議の場には必ず教育長にも参加いただいております。常に情報を共有しながら進めているところであります。

次に、（5）総合教育会議についての①会議の開催方法のご質問にお答えをいたします。

総合教育会議では、教育大綱の策定のほか、学校の設置、建設など、教育条件の整備に関する施策やいじめ等による児童生徒の生命や身体保護など、緊急時の迅速な対応や危機管理体制の構築など、町長と教育委員会がその方向性を共有し、連携を強化して教育施策の執行にあたることを目的としております。

開催方法については、平泉町総合教育会議運営要綱に基づき、町長の招集により開催することとなっております。また、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第1条の4第4項の規定に基づき、教育委員会から町長に対し協議すべき具体的事項を示して、総合教育会議の招集を求められることができることとなっております。

開催頻度については、毎年2回から3回ほどの開催を考えております。

次に、②協議や調整内容の提案についてのご質問にお答えをいたします。

協議内容につきましては、総合教育会議の開催にあたり、町長と教育長との打ち合わせによりテーマを設定し提案しております。

次に、③会議の構成員についてのご質問にお答えいたします。

会議の構成は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律に基づきまして、町長及び教育委員5名での構成となっております。

最後に、④子ども家庭課についてのご質問にお答えいたします。

現状での新たな課の設置につきましては、職員数や財政的な面から非常に困難な状況となっております。子育て支援に関する窓口につきましては、町長部局、関係課と教育委員会及び関係機関との連携をさらに強化し、町民によりわかりやすい対応ができるように心掛けてまいります。

以上であります。

議長（佐藤孝悟君）

岩淵教育長。

教育長（岩淵実君）

それでは、子育て環境対策についての3点にわたるご質問にお答えをいたします。

まず情報メディア対策についてであります。メディアによる身体的被害としてまず挙げられますのは、メディアの長時間使用によって引き起こる睡眠不足や生活習慣の乱れ、症状であると考えます。この問題は家庭教育のあり方に大きくかかわっていることですので、各家庭への情報提供及び啓発にも取り組んでおります。

具体的には、各学校において児童生徒のメディア使用の状況について調査し、実態を把握することにより、個に応じた実際の指導を行っております。また、授業参観日や学級懇談会、講師を招いての講演会等を通して、各家庭への情報提供、問題提起を行うことにより、家庭での留意点やかかわり方について考える機会、話し合うきっかけを持たせるよう取り組んでおります。

以上の生活習慣についての身体的被害のほかに、軽率なメディア使用による個人情報の漏えいや、顔の見えない相手との不健全なつながりから発生する性犯罪等の危険性もあるのではないかと考えられます。このようなことに対する指導として、町内各小中学校では、情報メディアの危険性や有効な活用についての指導事項、指導内容を教育課程、年間指導計画の中にしっかりと位置付け、各教科の授業の中で意図的、計画的に指導を行っております。

一方、児童生徒へ指導すべき立場にある教員に対しては、教育委員会から情報メディア指導にかかわる通知、情報提供等を行い、常に最新の情報、動向を踏まえた対応を行うことができるよう配慮しております。また、各校においては、情報メディアに関する研修を主体的に行い、日常の指導に生かしております。

最後に、当教育委員会の特徴的な取り組みといたしましては、先日生涯学習町民のつどいにおいて、仙台から小児科医の先生をお招きして、メディア使用の危険性についての講演会を開催し、参加された町民の方々から大きな反響がありました。今後も町の教育振興運動での重点の取り組みとして、毎月1回のノーテレビデーとし、テレビの視聴やゲームの使用を控え、その時間を家庭の会話の時間や読書の時間とすることを継続して取り組んでまいりたいと考えております。

次に、2点目の教育振興運動の推進についての質問にお答えします。

教育振興運動につきましては、子ども、保護者、学校、地域、行政の5者がそれぞれの責任を明確にしながら相互に連携し、地域の教育課題の解決に向け自主的に取り組む教育運動であり、

昭和40年に岩手県で運動が提唱されて以来、本町でも盛んに取り組んでまいりました。

この運動をより実効性のある取り組みにするため、平泉町教育振興運動推進委員会を設置し、本町の教育課題を明らかにしながら運動を強力に推進しております。また、学校ごとに教育振興運動実践区を設け、学校を中心にしながら、地域ボランティアの協力を得て、さまざまな活動を実施するとともに、地域においても地区PTAが中心となって、行政区長をはじめ地域の方々の協力を得ながら、地域ぐるみで子どもを育てる運動を展開しているところであります。

議員ご指摘の運動の効果がなかなか見られないことについては、教育振興運動の活動を町民により理解してもらうために、教育振興運動の情報紙を年3回、町の広報紙と一緒に全戸配布しながら、町民の理解と参画を促しております。また、学校、家庭、地域で子どもが携わる活動は全て教育振興運動に位置付けられるという観点から、これまでも多くの町民の皆様にご教育振興運動を支えてもらっていると考えているところであります。

今年度は、昨今の社会情勢や子どもを取り巻く環境を鑑み、情報メディアとの付き合い方と平泉学への取り組みを重点課題としており、親子や地域住民と一緒に学ぶ情報メディア講演会を学校の授業参観や教育振興運動推進大会などで開催したほか、地域の歴史や伝統、文化、風習などを学ぶ地域学習をPTAと地域が連携しながら取り組んでおり、世代間交流を図りながら実施してきたところであります。

これまでの教育振興運動の取り組みを踏まえ、より家庭と学校、地域が連携した取り組みが重要であり、町民一人一人の参画が運動を盛り上げていくものと考えております。情報メディアへの対策や規則正しい生活習慣の実践、学力向上、地域と連携したコミュニティー活動など、子どもを核とした教育振興運動を、議員をはじめとする町民の皆様と実践しながら今後も展開してまいりますので、ご理解とご協力をよろしくお願いいたします。

続いて3点目のスポーツ少年団、中学校の部活動についての質問にお答えいたします。

部活動及び部活動後に行われておりますスポーツ少年団、通称スポ少の外部指導者につきましては、それぞれの部活動、スポ少の保護者会が主体となって話し合いを行った上で、指導者へ依頼をし、確保しているという状況でございます。

練習時間や指導方法についてですが、学校の部活動運営における全体的な事柄につきましては、PTA組織の文化スポーツ育成会の会議において、各部活動及びスポ少の保護者会とコーチに対して学校の方針を説明し、協議の上、共通理解を図っています。この会議で決定された内容に沿って、それぞれの部活動、スポ少では、それぞれ具体的な指導方針を定め、実際の指導を行っております。

外部指導者はその受け持っているスポーツの種目、分野において、場合によっては教職員よりも経験や実績が豊富で、その道に精通しているものとして、専門的な立場から指導力を発揮していただいている良さがああります。また、外部指導者の側としましても、自分がこれまで取り組んできたこと、習得してきたことを生かし、地域、社会に貢献できるというそれぞれの良さがああるものと思われまます。一方、懸念されることとしましては、指導力を発揮するあまり、多くの練習量を生徒に課し、安全面への配慮を怠りがちになること、また結果や成果を求めるあまり、なか

なか上達しない成果の上がない生徒への教育的配慮が後回しになりがちであることも指摘されております。

部活動の休養日の問題にもかかわることですが、指導者一人の思いだけで活動が左右されることのないよう、保護者会、PTA組織の中で指導のあり方についてしっかりと話し合い、お互い共通理解を図りながら、そこにかかわる先生方、保護者の方々が同じ思いで、同じスタンスで生徒をサポートしていく体制づくりが大切であると考えております。

以上でございます。

議長（佐藤孝悟君）

11番、寺崎敏子議員。

11番（寺崎敏子君）

それでは、通告した順番から再質問させていただきます。

本当にメディアの対策については、子どもばかりではなくて、大人のほうもそういう傾向があるから、子どもも一緒になってああいうメディアを持っているのではないかなというふうに思っております。本当に教育委員会で指導しているように、話し合い、協議をしていけば、あまり問題はないというふうに思うのですが、そこはなかなか思うようにいかないところで、頭の痛いところではないかなということは重々承知の上でございます。

それで、いろいろな話し合いをかけていると、取り組んでおりますということですが、このあいの、教育振興運動と重なるわけですけれども、このあいの生涯学習町民のつどいにおいて、すばらしい先生の講演を聞くことができました。もう本当にそうだろうなと思いながらも、いやいや、それはもう10年、20年も先から言われている話だということ、もう慢性疲労を起こしている子ども達だと。そしてそこに言われたのはもっと強烈だったのは、母親が子どもを抱っこしながらスマホをやっているんだと。子どもを見つめないということを知って、もうショックでございました。

そういうところがあって、あれだけのいいお話をしてくださる先生をお呼びしていたにもかかわらず、教育長も最後のご挨拶の中に、出席者が少なくて残念でしたという話をされまして、私もそれは非常に感じたところでございます。

それで言いたいところは、今回ああいう先生を呼ぶときにしても何でも、このごろ講演会になると、非常に町民の方々の参加率が悪いわけですね。特に教育問題にすると、何か面倒なのかどうか、来ないのですが、その辺のところを教育委員会、学校、地域というところで、どのような方法で、防災無線やったからいいだけではないと思うのですが、もっとこう、教育委員会でも困っている状況もあるかとは思いますが、その辺もどうぞお話ししながら、なぜあのように参加が少なかったかという反省も含めて、教育長、お話しいただければと思います。

議長（佐藤孝悟君）

岩淵教育長。

教育長（岩淵実君）

ご指摘のとおり、毎回毎回、会場が埋まることなく、ぱらぱらというふうな形で、せっかく

のいい話が多くの方の町民の方に伝わり切れないというふうなことで、本当にどのような方策をとれば集まっていたかというふうなことは、常に毎回悩んでいるところであります。

今回も、各小中学校等のPTAに働きかけをして、できるだけ参加をしてもらえるようにというふうな呼びかけはしたわけですが、あのおりの状況になってしまいました。粘り強く働きかけるしかないかなというふうに思いますし、例えば前振りといいますか、どういう話が聞けるのだというふうなことが、やっぱりこちらから発信が弱かったんだろうと。なかなかお医者さんの話というようなことで、ぐっと引くというふうなこともあるのかもしれませんが。いうふうなことです。本当に聞いてみて、これは多くの保護者に聞かせたい話だったというふうなことを思っているわけでありまして、これからはいろんな方をお呼びするというふうな形をとりたいというふうに思っていますけれども、切実な問題だというふうなことで、ちょっと答えにならないですけれども、これからは繰り返し繰り返しお話をしながら、1人、2人、3人と増やしてまいりたいと、そのように思っているところであります。

議長（佐藤孝悟君）

11番、寺崎敏子議員。

11番（寺崎敏子君）

はい、本当に繰り返し、イベントが多過ぎるということで、またかということのマンネリ化もあるのではないかなというふうな思いも若干感じるわけですが、町長もこのあいだの小児科の先生のお話を、忙しい中、戻ってきてお話を聞いてくださったようですが、あの話、あの講演を聞いて、町長はどのように平泉町の子ども達をどうしなければいけないかなという感想を持ったか、その見解を伺いたいと思います。

議長（佐藤孝悟君）

青木町長。

町長（青木幸保君）

当日は生涯学習町民のつどいで挨拶して、その後すぐですね、建築組合の100周年の式典があって移動して、私も今回の、メディアを取り上げていただく先生のお話は、先日の総合会議の中でも教育委員の方々といろいろと議論させていただいた経過もありまして、私も大変興味を示していたところでありました。特に、このあいだの教育懇談会での後ですね、総合会議で教育委員の方々からお話いただいたのは、やはり住民がメディアのいろんな、生まれたときだけではなく、生まれる前からなのですね。そういったことも、いずれ子どもの成育に大変な障害を与えている。それが、実は自分たちで、育てる母親、親もですけれども、実はその周りも、悪い意味での影響を与えているという意味では、大変自分も心配するところであったし、今回のつどいでの講演は、まさに今議論されている部分が総合的に皆さんに勉強できる、学習できる場ということで参加させていただきました。

いずれ町といたしましても、このあいだの総合会議でもお話しさせていただきましたけれども、まず組織をつくって、では、きちっと伝えるようにしましょう、そして、集まりを持ってと言っても、先ほどご指摘もあったように、最も聞いていただきたい人たちをご案内しても、全てが集

まるということはなかなか難しい。ただ、しかしそういった悪影響はもう即なっているわけですから、あるわけですから、早速この卒業式、入学式、そして、100%とはならないとは思いますが、卒業式、入学式には多くの父兄の方々、そしてご本人、来ます。そしてゼロ歳児健診、そして1歳児とか2歳児とかみんな健診ありますが、その都度その都度を利用して、このメディアでの影響を即皆さんに伝えようということで、うちのほうの保健センターと教育委員会とで早速協議をしていただいております、その準備を進めていただいているところであります。そういった意味では、大変な危機感を抱いている一人というふうにご理解賜りたいというふうに思います。

以上であります。

議長（佐藤孝悟君）

11番、寺崎敏子議員。

11番（寺崎敏子君）

今の町長話したように、いろんな場面で、そのグループをつくったりとかというよりも、町長やら教育長やら、いろんな団体へご挨拶をする場面がたくさんありますね。そういうときに必ずこういう重点施策のことを入れて、今までは世界遺産5周年ということを随分全面的に、その行事も多かったのですが、やっぱりその中に、平泉の子ども達を守るために、こういうメディアの問題、そういうところも少し、いろんな団体のご挨拶の中にでも入れていくような、そういうもう積極的な話をしていかないと、この問題は学校だけの問題ではないし、老人クラブ、婦人会、そしてスポーツ少年団の中でもそうだと思います。みんな子ども達を取り巻くのはみんな町全体ですのですね。そういうところをぜひ、積極的に話をしていただければというふうに思います。

では次に移りたいと思います。

そういうことで、テレビの見ない日ということで、読書を推進というところもありますが、この読書の推進というのも、教育長、習慣がついてないとなかなか読書にならないというのは、私が言うことではなくて、教育長はもう重々ご承知の上だと思いますが、こういうことも幼児教育の中だったり、保健の立場だったりというところで、子どもを抱っこして絵本を読ませるといって、ページをめくらせるという、そういうのを育児学級だったりというところで、積極的にこれもやっていくべきではないかなというふうに思いますが、教育長いかがでしょうか。

議長（佐藤孝悟君）

岩淵教育長。

教育長（岩淵実君）

教育委員会の立場ではないのかもしれませんが、例えばアピュイではブックスタートという形で、読み聞かせというのですが、保健センターです、失礼しました。やっているというふうなことをお聞きしております、そういう意味では、まさにスタートの段階でそういうふうなことが根付くようにという取り組みをしているというふうには聞いておりました。

小学校では、ノーテレビデーの日は本を1冊借りて持って帰れというふうなことで、その日はテレビを見ないで読書というふうなことで、取り組みを継続的に、月1回ですからその効果のほどというのは見えないかもしれませんが、そんなふうなことで地道に取り組んでいただいている

というふうなことは聞いておりました。これも継続だというふうに思います。

メディアのことと関連しますと、田澤先生も、このあいだの講師もお話ししていましたが、いかに手から離させるかと。それが30分でも1時間でも、そういうふうな時間をつくることによって、子ども達が顔色が変わったり表情が戻ったりというふうなことがあるのだ、その時間が、例えば読書というふうなことにもしつなげれば、それは最大の効果だろうなというふうに思っているところでもあります。

まだまだ手立て、不足しておりますけれども、これからもいろんな形で、先ほどもお話しされましたように、私もいろんな場面でPRをしてまいりたいと思います。

議長（佐藤孝悟君）

11番、寺崎敏子議員。

11番（寺崎敏子君）

それでは、教育振興運動のほうに移っていきたいと思います。

これも5者連携ということで、全て子ども達を中心とした話でございますが、今回一般質問、1番さんから3番さんまでのお話を聞いていますと、高齢者に対する地域での手厚い支援だったりそういうこと、これは子どもの支援も同じだと思います。地域のコミュニティーだと思います。

それで、ここに地域と連携で区長やら民生委員やらということも、随分先ほど来から答弁の言葉がありましたけれども、実は子ども達ももう少子化になりまして、マイナスの話しますと先が見えなくなるのですけれども、その現実としてはたぶんご存じでしょうけれども、子どもであっても高齢者であっても、地域のコミュニティーのところももうあっぴあっぴになってきているのですね。それで、何でもこう地域におろしていければいいということではないのではないかと。

今までどおりという、何となく民生委員、区長たちに話して、協力してもらえれば、ご理解をもらえれば、やってもらえるのではないかとというふうな形ですとこう、聞いていますと思うのですね。まちづくりというのは、ここの町でも去年からまちづくり推進課という課が誕生したわけですが、そこが大いにこのまちづくりの推進含めて、發揮してもらいたいというふうに思うのですが、当町のまちづくり推進課の事業内容というのはどのような形で、こういう子ども達や高齢者に対する地域づくりというところに合致してくるのかどうかということも、ちょっと私見えなかったのですけれども、その辺はどのような考えで推進課ができたのか、ちょっと短くでもいいですので、お答え願いたいと思います。

議長（佐藤孝悟君）

八重樫まちづくり推進課長。

まちづくり推進課長（八重樫忠郎君）

まちづくり推進課は、今年度は大きく町の計画、総合計画を筆頭にしまして、これらの計画の進捗管理等々を行っております。さらには、具体的には、これからも出ますけれども社会教育施設のあり方とか、町の大きな方向性、そういうことを決めていくということに今なっておりますので、具体的なこの子ども達の担当等につきましては、担当課の教育委員会のほうでやっていくというような形になろうかと思いますが、その上位計画のほうをうちのほうで管理いたしまして、

教育委員会のほうでどのくらい進捗していますかとか、そういうことを管理していくという形で進めておるところでございます。

議長（佐藤孝悟君）

11番、寺崎敏子議員。

11番（寺崎敏子君）

そうしますと、本当に私はこまいところで、教育委員会だけでないと思いますけれどもね、子ども達、まちづくりについては。その内容から見ると、やっぱり企画計画管理ということで、大きいまちづくりになるわけで、私はもっともっと小さい、こまいところまでいろいろと指導というか、そういう施策に入ってくれるものかなというふうに思っていました。そういうのも影響はしてくるのだと思いますが、まず地域的にもだんだんとそういったところで、今までのような区長、民生委員、婦人会、老人クラブというところも、どうなのでしょうかね、新しい切り替えをやっていかなければならない。そこで、まちづくりの推進課で計画的に、こまいところではないかもしれないけれども、思い切った計画をつくって、そして新しい計画案みたいなのはないのでしょうかね。

議長（佐藤孝悟君）

青木町長。

町長（青木幸保君）

ただいまのまちづくり推進課の今の答弁は、そのとおりだと受け取っていただいて結構です。

ただ、今議員のおっしゃっていることは、まさにまちづくりは人づくりなんだと、その人づくりをどのように今後、今まで従来どおりやってきた形ではだめなのではないかという、私は質問だというふうに受け止めております。しかしそういった中に、やはり議員が常におっしゃっておられる、そこにはハートが伴わなければならないし、やっぱりきめ細かさがなければ対応できないだろうという、そういった趣旨は私もそのとおりだというふうに思います。ただ、それを、今教育委員会でやられている人づくりと、また各課でやられている人づくりは、また違った分野の意味があるかと思えます。

例えば、今日お三方がご質問いただいた件の福祉政策についてでもですが、実はそういった地域でのそういったことをやりながら、まさに子ども達の教育も取り組む、そういう地域包括的な考え方をやるべきだという地域も今あります。その中には、誤解されては困りますので1つだけお話ししますが、今、区長、民生委員というお話がありました。従来は何かあれば、ああ、これは民生委員に言えと、これは区長に言えというようなことで、片付けていたという言葉、表現は悪いですが、そう話していたところも、それは地域住民もですし、役場でもあったかもしれません。しかしながら、今後はそういった中だけではやっぱり解決ができないのだと。地域の運営がもう既にできなくなっているのだと。だからこそ、その役を持っている方々にだけご負担をかけるのではなく、皆さんで大変無理をせずにということもありますが、しかし、ある意味ではやはり無理もしなくてはなりません。それを、一人で無理するのではなく皆さんでそれを手分けをすると、無理でなく、やはりそれが一步一步進める一つのきっかけになっていくのだという

ことを、今新たにそれをつくり出そうと、生み出そうと、今ご相談を申し上げ、動き出している地域もあるということでもあります。

そういった中で、包括ケアシステムの構築も含めながら、実は少子化にそれぞれの地域がなっておりますが、そういった方々も、例えば夏休みとか春休みとかいろんなときに、その各地域でやっているサロン活動とか、いきいき百歳運動のようなときに、地域の子ども達もそこに入っていて、そしてやっていただく。例えば、先日日曜日になりますが、ある地域では80歳以上の方にお弁当を届ける地域があって、それも民生委員、地域の班長のみならず、小学生の子ども達も一緒に行ってお渡ししてやっていただいているという、そういった地域もあります。あんな、どこの孫だなんて、おじいさんやおばあさんが出てきてお話ししたり、やはりそういった総合的な支援といいますか、地域づくりを、今後はさらに踏み込んで考えていきたいというふうに思っております。

議長（佐藤孝悟君）

11番、寺崎敏子議員。

11番（寺崎敏子君）

まさにそのとおりです。そういういいことをやって実践している地域の人たちがあるということが、多く情報として伝わっていけばいいのではないかなというふうに思います。

それでは、スポーツ少年団のことについて、ちょっと触れていきたいと思います。

これはもう本当に、教育長が心配しているように、時間的なところだったり、これはスポーツ少年団というのは、あくまでもジュニアリーダーとかシニアリーダーとしてのスポーツを楽しむという、そういう意味合いでありまして、どうも勝ち負けに、勝利のほうにだけ走ってしまってという、子ども達よりも親御さんたちのほうが過激になってしまって、その中にいじめだったり、何かいろんなことが複雑に入ってくるというふうなところで、本当にこれも今は非常に問題になっているところだということに思いますので、その保護者会のところでの指導というのは、まるっきり教育委員会のところではタッチされていないわけですか。休日の日とかなんていうのもあるとは思いますが、その辺のところをお話しできる機会というのはないのかどうかお知らせください。

議長（佐藤孝悟君）

岩淵教育長。

教育長（岩淵実君）

直接的に保護者会等に、特に私が出向いてお話しするというふうな機会はありません。ただ、校長を通じてですね、より改善をできるような話し合いを進めてほしいというふうなことは伝えているところであります。

現実的な話をしますが、今年度、部活というのは基本的には延長しても6時半とか6時とかというふうに切れるわけです。そこから後が育成会練習というのが始まります。それが一定程度長いところがありまして、平泉中学校の部活の育成会練習は、部活によって日数、時間が違います。例えば野球部は夏場は火曜から金曜日まで、7時までというふうなことになっているようですし、

例えばバレーボールは水曜日1日だけ、7時半までとかいうふうに、部活によっていわゆる指導者の問題もありますので、いうふうなことで違っているというふうなことが実態であります。

ですから、部活ということだけで考えれば、一定程度で切れているということなのですから、ご存じのように、部活の子はスポ少までそのまま同じメンバーで続きますので、何だそれは、話だけかというふうなことになってしまいます。そういう問題点はあると確かに思います。

それで、教育委員会議の中でもこの件について何度も話題にされていますので、何とか短くできないのかと。帰りが9時だとか、それを過ぎるとかというふうなことはこれは異常ではないかと、たとえ1日であってもというふうな話をしているわけでありましてけれども、そういう状況の中で、どうしても外部指導者が来れる時間に合わせて、子どもの都合ではなくて大人の都合というふうな格好になってしまうというふうなことが実態でありますので、その辺についての改善を考えていかなければならないなど、そんなふうに思っているところであります。

明日の質問される方へのことにもなるのでありますけれども、県のほうでは通知が出されまして、来年度から平日、週1日休みなさい、部活休みをとりなさい、第2、第4日曜日はやめなさいという、これが出されました。これは県を通じて委員会を通じて学校まで行っております。ですから、この形でいくらかでも、いわゆる部活に考えなければならないこと二面性があると思えますが、1つは、子どもの例えば健康だとか疲労だとかというふうなことで、長期休みなしとかいうふうなことを解消しなければならない。もう1つは、働き方改革にかかわって、某広告会社の女性社員が自殺したという、あそこに端を発して、実態は、例えば超過勤務の問題とか。その部活も両面性があるんだろうと。子どもの面を考え、指導者の面を考えというふうなことで、こういう形でやるようにというふうな話で通知が出されていて、本町でも中学校にはこの通知を渡しておりますので、改善されていくであろうと。

ただ、問題はいくつかあるのですが、それぞれの学校で保護者と指導者と学校とで話し合えて、うまくまとめればそれでスムーズにスタートすると思いますが、いや、おらほはもっとやりたいとか、いろんなことがあるとちょっと。だからそこは、学校のほうでイニシアチブをとってやらなければならない。もう一つは、平泉中学校がそういう形をとってもほかの学校違うぞというふうなことがあつたりすれば、横並びがうまくいかないということもありがちな、考えられることであります。

それから、競技団体がかわります。例えば冠大会、いわゆる中総体の大会ではない冠大会が年がら年中、今あります。冬場だから休むなんてことなく、ひたすらやっている。その競技団体にもご理解をいただいて、あまり大会を増やしてくれるなど、減らしてくれというふうなことを、地域としてもだし、県全体の競技団体、体育協会とか何かからもおろしていくという、そういうふうな面もさまざま考えながらやっていかなければ、なかなか改善は図れないかなと。でもやらなきゃいけないというふうに思っていますので、例えば4月5月は相談してなんていうことを言わないで、一発で4月からそのとおりでいくべというふうなことで、校長とは話をしているところであります。たぶん、いろんな波紋は飛び交うのではないかなというふうな感じはしております。

議長（佐藤孝悟君）

あらかじめ言うておきますが、本日の会議時間は予定より遅れておりますので、あらかじめ延長となることを申し上げておきます。

それでは、11番、寺崎敏子議員。

11番（寺崎敏子君）

それでは、一長一短に解決できるものではないと、国や県での大きい組織の中で、やっぱり図っていただければいいなということがよくわかりました。

それでは、教育施設の検討についてというところで、町長にお伺いしたいと思います。

ご答弁していただいて、現在進めている社会教育施設の整備方針案が今作成にあたっておりますというふうにあります。実は社会教育施設の整備というのは、教育委員会の中で教育委員の方々が話し合いの中であったのであって、その整備方針が出されるのではないかと思うのですが、教育委員会委員の会議の中でその整備について話をされたのかどうかということをお尋ねします。

議長（佐藤孝悟君）

岩淵教育長。

教育長（岩淵実君）

2月に総合教育会議を開きました。その前段、12月の教育委員会議の中で、教育委員の総意として、社会教育施設についても、私たちも自分たちの考えを意見交換するとかというふうな場が必要であるというふうなことがあって、2月の総合教育会議の中で話題として、話し合いをしましょうということにしていたわけでありましてけれども、先ほど町長申しましたように、その話題に行きつく前に、例えばメディアの話とかいろんなことがあってですね、結局時間切れでできなかったのです。

この件については、やはり教育委員会としてもいろんな意見交換をするというふうなことは必要であろうというふうに思いますので、これからですね、町長に2月できなかったというふうなことでお叱りもいただきましたけれども、何とかそういう場を持って、今どういうふうなところまで、あるいは懇談会でどんな話があってどういうところまで進んでいるかというあたりについては、話し合いをする機会を持ちたいなというふうに思っているところであります。

議長（佐藤孝悟君）

11番、寺崎敏子議員。

11番（寺崎敏子君）

この整備方針は教育委員会で話し合わない、町長部局のほうには提案ということにはならないのではないかという、私の認識を持っています。それで、ぜひとも、今教育長が話されましたので、その中で話をして、整備計画案を策定していただきたいと思いますというふうに思います。

それでは、総合教育会議のことについてお伺いたします。

総合教育会議のことですが、ご答弁いただきましたが、総合教育会議は、事務局は町長部局が原則だと思うのですが、運営規定の中では、平泉町は教育委員会に置くというふうになっていますが、その根拠は、なぜ教育委員会に置かれたのかということをお尋ねします。

議長（佐藤孝悟君）

岩淵教育長。

教育長（岩淵実君）

総合教育会議が国のほうで制度化されて、そういうふうに進めなさいという話の中で、いわゆる事務局担当が首長部局が持つということもですし、補助執行として教育委員会が事務局担当するというふうなこともありというふうなことであります。

それで、全国的にどのくらいの率で、どっちがどのくらい受け持っているか、私は見たことありませんが、教育委員会事務局が補助執行の形で事務局を担当するというのも結構あるのではないかなど。近隣どうなっているかちょっとはつきりわかりませんが、そういうふうなことで、両方あるということによって受け止めているところであります。

議長（佐藤孝悟君）

11番、寺崎敏子議員。

11番（寺崎敏子君）

事務局は、私調べてみたところになりますと、原則的にはやっぱり町長部局がやるのだというふうに、今教育長が話したように、総合教育会議に係る事務を教育委員会事務局に委任または補助執行するのだと。補助執行ではないと思うのですね。やっぱりここは町長部局の、この総合会議を開く意味合いというのもあると思うのですね。そこにして、教育のこと、今回のこの施設についても、いじめの問題もスポ少の問題も、全てこういう中で町長はどう考えているか、教育委員会側の委員の人たちのお話を聞く、またそこに、予算執行とかそういうことができないので、町長のほうに、こういう計画があるんだけど、どういうふうなんだということで、そういうふうなことで、緊急を要する、自殺とかいじめの問題だけのことでなくて、町全体の子も達を取り巻く総合教育会議でございますので、これはやっぱり町長部局に事務局を置くべきではないかと思いますが、町長どう思いますか。

議長（佐藤孝悟君）

青木町長。

町長（青木幸保君）

ただいま教育長が答弁したように、平泉としては、まずは教育委員会に事務局を置いて今やっていただいておりますけれども、現場のさまざまな状況を直接的に把握できて、そして即対応できる体制をやるのは、今の体制が最もベストだというふうに自分は思っております。

その中で、前段で答弁をさせていただきましたが、町長部局ですね、すぐ対応できなくてはならない部分は即対応できる立場に自分はいるわけですから、教育委員会の情報もきちっと収集しながら、今後自分の士気も高めていながら、町民の安心・安全であったり、教育に関して全て網羅できる体制が、少なくとも今のほうがベストだというふうに現在は考えております。

なお、議員がご指摘の部分につきましては、今後さらに検討を要するものというふうにさせていただきます。

議長（佐藤孝悟君）

岩淵教育長。

教育長（岩淵実君）

総合教育会議が国のほうで制度化されたというふうなことのスタートは、大津のいじめ事件であります。あの事件があつて、教育委員会だけに任せていてはだめだということで、首長が主催する総合教育会議で進めなさいというふうなことでスタートしたものと思います。そういう意味では、教育委員会に任せておけないというふうな、そういう自治体にとっては、やはり首長サイドのほうでイニシアチブをとって、そして進めていくほうがベストだという、そういう考え方はないかなというふうに思います。

ただ、多くの全国の市町村では、そういったいわゆる制度疲労、果たしてなっているような教育委員会というのはそう多くはないだろうというふうなことで、補助執行の形で、自分たちのいわゆる専門的なエリアというふうなことでありますので、そういったところで首長とのすり合わせをしながら、自由な協議調整を図るというふうなことで、私もいいのではないかなというふうに思います。

議長（佐藤孝悟君）

11番、寺崎敏子議員。

11番（寺崎敏子君）

実際に大きい問題起きてしまつてからだと、本当に即大津のような問題になつて、国で全体こういうふうに来てきましたけれども、今私が先ほど来から、1番から4番まで、全部子ども達を取り巻く、今、今、非常に町として考えていかなければならない問題なわけですね。それを、町長部局と教育委員会でやっぱり調整し、事務執行し、そしてそれがいいかということで各課長さんたちがそこに説明というか、資料を提供しながら、お互いにその教育委員の人たちと資料提供を出されて、そして課長たちは自分の担当しているその実態がわかるわけですね。その実態を総合教育会議の中で、町長のほうの部局できちつとして、招集ができるという制度だと思いますので、この補助執行もだめだと言っているわけではないのですが、国で言っている理想は、やっぱり町長部局に事務局を置き、そしてそれが必要となるようなものを、案件を教育委員とすり合わせして、いいまちづくり、子ども達のためにやっていくことではないのかなというふうに思います。

このあいだ私も傍聴させてもらいましたが、座長は町長になっているのですね。この運営要綱を見ましたら、これも町長でなくて教育長が座長になって、町長からいろいろな教育委員会に関する事、子ども達のことをお伺いして、担当課の課長たちが説明して、その中で議論していくというのが一番望ましいのではないかなというふうに思いますが、その辺はどう思いますか。

議長（佐藤孝悟君）

青木町長。

町長（青木幸保君）

後で教育委員会に補足していただきますが、まず総合会議ですけれども、そこで決定するとかそういう機関ではないということ、まずはお話しておきたいと思つています。

と同時に、町長の権限が強くなるという部分は、大変教育委員会だけには任せられてないのだという、前段でご説明もあったように思われますが、しかしですね、やはり教育委員の会議は、やはり町の教育行政をきちっとつかさどる、常にいろんなことを把握しておられる委員の方々が、事務局が、いろんなことを総合的に判断しながら議論する場所であります。そこに逆にいろんな担当課が入って、それは違うのでないか、こうだこうだといういろんな議論になっていくと、やはり煩雑になっていく部分があると思います。

新たな制度ではありますけれども、やはり教育の分野というものは従来と変わりなく、大変大事なところであると思います。そういった意味では、教育委員会部局できちっとやっぱり議論していただいたのを、今度は私が責任のある立場でそれをきちっと把握して、今後はこういうふうにしていきたいと思いますとか、新たな指示を出したり伺ったりする場面でもあるというふうにしておきますので、教育委員のそういった協議を無視して、町長がトップダウンでこうだこうだということではなく、ある意味ではやはり専門分野できちっと議論していただき、先ほど議論にもありました放課後のクラブ活動のあり方、スポ少のあり方等々もきちっと議論していただいて、そして総合会議でも議論できる、そういう総合会議にしてみたいというふうにしておきます。

よろしいですか、以上であります。

議長（佐藤孝悟君）

11番、寺崎敏子議員。

11番（寺崎敏子君）

ちょっと言い方が急いでしまって、時間がないので急ぎましたが、課長たちが、構成員は言われたとおり町長と教育委員の方々でございまして、そこに同席していろいろと資料を提供して、教育委員の方々にその資料も前から渡して、議論がきちんとできるように町長部局の関係する課長たちが資料をつくって、そしてそこに、構成員ではなくそこにいて、町長は何でも網羅しているところでしょうけれども、そのところは具体的にどうなってるのだというようなときに、課長とかにその説明資料を提示して説明して、議論を深めてほしいという意味で、課長たちも一緒に議論してほしいということではなかったもので、そういうふうな、今ちょっと勘違いされたご答弁だというふうなことありましたので。

そういう意味でも、やっぱり町長部局に事務局を置いて、もちろん教育委員の人たちはそういうなりにきちんと精通して議論していただくのでしょうかけれども、設備整備とか予算面とか、そしてこまいところ、そういうところも一緒に議論するためには、もっともっと町長にもわかってもらいたい、聞いてみたいというところがあるのではないかと。そういう意味で、やっぱり座長は教育長であって、町長はそこでこうだよああだよという情報を収集するという形が望ましいのではないかなという意味合いでございました。

では、お願いします。

議長（佐藤孝悟君）

岩淵教育長。

教育長（岩淵実君）

地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律の概要というパンフが、これが総合教育会議ができるときに文科省から出ておりますが、構成員は首長と教育委員会、必要に応じて意見聴取者の出席を要請することができる。今おっしゃるような、例えば課長さんに来ていただくというのはそういうふうなことでなる、そのように思います。

それから、司会は誰やるかというのは特に決まってはいません。大体は首長がやっているのではないかと思います。

議長（佐藤孝悟君）

これで寺崎敏子議員の質問を終わります。

以上で本日の一般質問を終わります。

議長（佐藤孝悟君）

これで本日の日程は全部終了いたしました。

なお、次の本会議は明日8日、午前10時から引き続き一般質問を行います。

ご起立願います。

本日はこれで散会といたします。

散会 午後 5時09分

会議の経過を記載して、その相違ないことを証するため、ここに署名する。

平泉町議会議長 佐藤 孝 悟

署名議員 升 沢 博 子

同 佐々木 一 治